

共済だより

kyosai dayori 2025 October No.585



千葉のタカラ

柏市

豊かな自然と歴史をもちながら、
先進的な取組みも注目される

→目次は2ページへ

手賀沼（柏市）

千葉県市町村職員共済組合

<https://www.c-scskyousai.or.jp/>



『共済だより』の発行月 4月、6月、8月、10月、12月、1月、2月

本誌をご家庭へお持ち帰りください

がら、先進的な取り組みも注目される



商業都市として栄えるエリア、観光スポットが集まるエリア、など、さまざまな表情を持つのが特徴です。



おすすめスポット

手賀沼周辺には、自然・グルメ・歴史が楽しめるスポットが点在しています。もっと詳しく知りたい方は、「TEGANUMA WEEKEND」のHPをチェックしてみてください。

道の駅しょうなん

地場野菜や特産品の購入・食事が可能。最近リニューアルし、観光拠点としても充実。



北柏ふるさと公園

四季折々の花や緑、水辺に集まる野鳥観察が楽しめる。レンタサイクルや飲食施設もあり、ゆったりとした時間が過ごせる公園です。



旧手賀教会堂

首都圏内に現存する最古のギリシャ正教会堂のひとつで、県の文化財にも指定されている。



TEGANUMA
WEEKEND

歴史と生きものの宝庫
手賀沼でのんびり自然散策

都心からもっとも近い天然湖沼として知られている手賀沼。古くから周辺では農業や漁業が盛んに行われてきた湖沼で、美しい景観と豊かな文化と歴史を誇る地域の宝です。

現在は、多様な水鳥や水生植物の生息地となっており、野鳥観察の名所としても有名です。そんな豊かな自然に恵まれている手賀沼は、週末ののんびり過ごし自然とふれあえる場としてぴったり。秋は、気温も落ち着くため、サイクリングや周辺散策で自然を満喫できます。サイクリングロードは約9kmで、心地よい湖畔沿いの風を感じながら、木々が色づきはじめた秋の景色を楽しんでみましょう。

タカラその1

CONTENTS

- 2 千葉のタカラ 柏市
- 4 那須の森ヴィレッジ
- 6 「親子スキー教室」開催のお知らせ
- 8 特定健康診査でメタボをチェックしましょう！
- 10 「貯金利息計算書(決算)」を送付します
- 11 入学・修学貸付をご活用ください／「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」の発行について
- 12 退職等年金給付は、どんな人が受け取れる？
- 14 メンタルヘルス教室
- 15 特約店からのお知らせ／契約施設等からのお知らせ／年金者連盟
- 16 令和7年度 地区別共済制度(医療)研修会が開催されました
- 18 交通事故にあったとき／負傷原因調査にご協力をお願いします
- 20 こんな給付ご存じですか？休業給付／医療費支払いのしくみ
- 23 上手な薬局のかかり方
- 24 被扶養者の認定基準について
- 26 標準報酬の月額随時改定について
- 28 組合員証等の経過措置終了に伴う資格確認書の交付について
- 29 産前産後休業期間中は掛金が免除されます／『介護保険第2号被保険者資格に関する届出書』の提出についてのお知らせ
- 30 事務局職員採用試験のお知らせ
- 31 千葉県市町村職員互助会からのお知らせ
- 32 子ども・子育て支援金制度／共済組合からのお知らせ
- 33 ライフプランシミュレーション／直営施設をご活用ください！／「お宿ねっとメンバーズカード」のご案内
- 34 ちば共栄サービスからのお知らせ
- 35 全国共済施設案内「茨城」
- 36 黒潮荘つうしん
- 38 オークラ千葉ホテルニュース

Q 「柏市へ来たらぜひここへ！」というおすすめがあれば教えてください

A 柏駅周辺には多くの飲食店が集積しており、某有名飲食店紹介サイトの掲載数も、県内トップレベルを誇っています。そんな柏市では、飲食に関するイベントも豊富に開催され、10月19・20日には柏駅前を中心とした食べ歩きイベント「ユルベルトKASHIWAX」、11月1日には柏ふるさと公園にて、市内のグルメやお酒が集結する「手賀沼オータムバル」が開催されます。ぜひ多彩な飲食店で心とおなかを満たし、食欲の秋を楽しんでください。



▲オータムバルの様子



豊かな自然と歴史をもちな

千葉県北西部の中心に位置する柏市。

宅地開発が進むエリア

●お問い合わせ先
04-7167-1111 (柏市役所)

タカラその2

柏市で行われている取り組み

日常の行動が健康とポイントにつながる市民参加型アプリ

(フィット)
ワニFit

2025年に柏市が正式リリースした健康づくりアプリ「ワニFit」は、歩数、食事、体重、血圧、フレイル予防活動などの記録に応じてポイントが付与され、電子マネー等と交換できる仕組みです。マイナポータル連携により医療保険情報を取得することもでき、誰もが自然と健康づくりに取り組めるよう工夫されています。



市民が“気軽に・楽しく”健康と向き合える場づくり

まちの健康研究所 あ・し・た



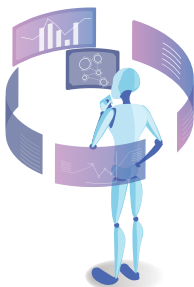
2014年に開設された、ららぽーと柏の葉内にある参加型の健康拠点。市民は無料で体組成の測定やウォーキング体験、栄養・口腔ケアの講座などに参加でき、自分の健康状態を“見える化”しながら生活習慣改善に取り組みます。多世代が自然と集う交流の場にもなっており、地域ぐるみの健康づくりを後押しする拠点です。

地域全体を実証フィールドとした、持続可能な未来都市モデル

柏の葉スマートシティ

柏市・三井不動産・東京大学などが連携し、「環境共生」「健康長寿」「新産業創造」の3つのテーマで次世代のまちづくりを推進するプロジェクト。

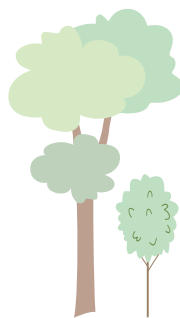
再エネを併用した街区間を横断した電力融通、データ連携基盤を活用した健康支援サービス、市民と企業、研究者をつなぎオープンイノベーションにより課題解決に取り組むリビングラボなど、先端サービスの実施と多分野での実証・社会実装に向けた挑戦が行われています。



「持続可能なまち」と「健康長寿」を支える先進的な取り組み

柏市は、超高齢化社会や気候変動などに起因する喫緊の社会課題の解決に取り組むことで日本を、世界をリードしていく、皆があこがれ、住みたい・住み続けたい、訪れたいと思うまちを「リーディングコアシティ」という言葉で表し、地域を牽引する魅力あるまちを目指しています。つくばエクスプレス沿線の柏の葉エリアでは、「公・民・学」が連携し、柏の葉国際キャンパスタウン構想を推進し、再生可能エネルギー技術の開発、ICTを活用した健康支援、自動運転

の実証などの取り組みを行っており、様々な実証とその社会実装を推進しています。市全体では、健康づくりアプリ「ワニFit」により、市民一人ひとりの行動変容を促す仕組みも導入。こうした取り組みは、単なる先進事例にとどまらず、他自治体への展開も可能な「地域発の社会モデル」として全国的に注目されています。柏市は今後も、地域とともに持続可能な未来都市のあり方を先導していく存在といえるでしょう。



現役広報に聞く

柏市のこと



柏市役所
Aさん

Q 柏市として近年力を入れている取り組みはありますか？

A 柏市では、「持続可能な未来へつなぐ 脱炭素のまち 柏」を掲げ、令和7年度にゼロカーボンシティ推進課を創設し、脱炭素の取り組みを進めています。地域新電力会社「かしわパブリックエネルギー株式会社」の設立などのエネルギーの地産地消、市内で生産されている農産物や都心部に最も近い天然湖沼手賀沼などの地域資源を活かした食や地域資源の地産地消も推進し、柏市ならではの「ゼロカーボンシティ」の実現に向けて取り組んでいます。



那須高原は紅葉の見所が満載！ 那須の森ヴィレッジで 秋を満喫しませんか？

今年度の開設期間は11月24日（月）のご宿泊までとなり、以降は冬期閉鎖期間となります。
まだ空室のある日もございますので、ぜひご利用ください。

**特！
2,000円**

直営施設助成金の特別加算（2,000円）でお得にご利用いただけるチャンスです！

各種プラン等のご案内

色々なお得プラン

※ホームページでも詳細をご紹介します。



季節の和会席プラン 1泊2食付 7,200円～
旬の食材と地のものにこだわった季節感あふれる和食会席！



洋食プラン 1泊2食付 8,900円～
メインのお肉とお魚の両方が味わえる、洋食フルコース料理！



季節の特選料理プラン 1泊2食付 10,700円～
厳選した豪華食材を使用したワンランク上の季節特選料理！

お肉を味わうプラン等

焼肉プラン 1泊2食付 7,200円～
ボリュームたっぷり定番の焼肉です！

追加料理

「那須高原和牛すき焼き・しゃぶしゃぶ」
2人前～（1人前 6,050円）。当日 17 時まで追加注文を承ります。ご夕食に美味しいお肉を＋αで贅沢気分を演出♪

※写真はイメージです。
※掲載料金は、県互助会を含む助成金及び **特別加算（2,000円）** 控除後の金額となります。
※1泊2食、消費税、奉仕料、入湯税を含みます。
※繁忙期は、1,210円が加算されます。

昭和100年記念！ 那須の恵みで作った懐かしの昭和プリン！

令和7年（2025年）は、昭和元年（1926年）から数えて100年にあたる年。懐かしいあの時代に想いを馳せて、昭和の喫茶店で愛された「固め食感のクラシックプリン」を、那須の恵みで丁寧に仕立てました。那須高原の牛乳と、濃厚な「那須御養卵」をたっぷり使用。ミルクと卵のやさしい甘さに、ほんのりビターなカラメルが香ばしく広がる、昭和レトロな味わい。お子さまからご年配まで、どこか懐かしい気持ちになれる素朴で贅沢な一品です。1日10食限定で販売しておりますのでぜひお召し上がりください！



那須の森ヴィレッジのお得な割引特典

1 早めのご予約がお得！早割りキャンペーン!!

月曜～木曜日限定（祝前日を除く）で1人1泊ごとに下記金額が宿泊料から割引となります。

名 称	対象期間 (ご利用月を含めた月数)	大人割引額
早割り5	6カ月前から5カ月前のご予約	1,000円
早割り3	4カ月前から3カ月前のご予約	500円

2 60歳以上の方が一緒にお得！シルバー割引!!

日曜～金曜日限定（祝前日を除く）で60歳以上の方が宿泊される場合、シルバー割引としてグループ全員の大人の宿泊料から500円割引となります。

3 日曜日の宿泊がお得！ 学校行事振替休日キャンペーン!

日曜日（祝前日を除く）にご宿泊のお子様（小学生以下）の宿泊料が無料!!

さらに 上記の割引との併用が可能な平日連泊でのご利用がおすすめです！

日曜～木曜日での連泊がお得！平日連泊割引！

平日での3泊以上でのご宿泊の場合、上記の割引に加え宿泊料金から10%割引いたします。

※祝前日を除く平日が対象となります。

令和7年度も、平日ご連泊者（2泊以上）※さま限定で「多目的運動場」の無料開放サービス（先着受付順）を実施します！ご予約時にお申し付けください。



テニス（1面）やフットサル（全面）などにご利用いただけます。テニスラケットやテニスボール、サッカーボールやビブスなども無料でご利用いただけます。

※2時間制（混雑時は1時間）のご利用とさせていただきます。

かも・なすWキャンペーンにつきましては、37頁「黒潮荘つうしん」をご参照ください。

令和8年度那須の森ヴィレッジの予約受付を下記のとおり承ります。

令和8年度的那須の森ヴィレッジは、4月5日（日）からオープンいたします。

お電話またはインターネットでもご予約いただけますので、受付開始日をご確認のうえお早めにご予約くださいようお願い申し上げます。

皆さまのご利用を、スタッフ一同心よりお待ちしております。

ご利用日	受付開始日
令和8年 4月5日～4月30日	令和7年11月1日（土）9時～
〃 5月1日～5月31日	〃 12月1日（月）9時～
〃 6月1日～6月30日	令和8年 1月1日（木）9時～
〃 7月1日～7月17日	〃 2月1日（日）9時～
〃 7月18日～8月31日	夏期期間ははがき抽選となります。（共済だより1月号折込） キャンセル待ちの電話受付は3月1日（日）9時～
〃 9月1日～9月30日	〃 4月1日（水）9時～
〃 10月1日～10月31日	〃 5月1日（金）9時～
〃 11月1日～11月23日	〃 6月1日（月）9時～

●開設期間中の施設点検日（休館日）	5月12日（火）・13日（水）	6月9日（火）・10日（水）	9月1日（火）・2日（水）・3日（木）
-------------------	-----------------	----------------	---------------------

送迎車のご案内

JR 那須塩原駅から無料送迎車（予約制）をご利用いただけます。
※送迎車のご予約はお電話にて承りますのでお申し出ください（定期運行は行っておりません）。

●運行時間

JR 那須塩原駅西口ロータリー発車時刻 午後2時45分
那須の森ヴィレッジ正面玄関前発車時刻 午前10時20分

直営施設利用券のご案内

直営施設利用券は、2親等の方までご利用いただけます。ご使用の際は、チェックイン時に必ず組合員証または被扶養者証、資格確認書、マイナポータル等の記号番号が確認できるもの、ご加入の健康保険証をご提示ください。
※組合員証、被扶養者証は令和7年12月1日までとなります。

Gateway for Nature Activity



お問い合わせ・お申し込み

那須の森ヴィレッジ（直通）

TEL 0287 (78) 1636

※平日・休日も午前9時から午後5時までのご案内となります。

詳しくは、お電話またはホームページをご覧ください。

〒325-0303 栃木県那須郡那須町大字高久乙字遅山3375-637

那須の森ヴィレッジ

検索



開催のお知らせ

家族で思い出を～

余暇の活用のため、「親子スキー教室」を開催します。

軽井沢プリンスホテルスキー場で開催することとなりました。

機会にぜひお申し込みください。



	開催期日（2泊3日）	スキー場	宿泊施設
日程1	令和8年2月27日（金）～ 3月1日（日）	軽井沢 プリンスホテル	軽井沢プリンスホテル 長野県北佐久郡軽井沢町軽井沢 TEL 0267(42)1111
日程2	令和8年3月13日（金）～ 3月15日（日）		

①募集人数

各日程40名ずつ（最少催行人数：32名ずつ）

②参加資格及び参加者負担金

（1）参加資格

組合員とその家族（小学生以上）

（2）参加者負担金

大人（中学生以上）……………18,000円

小人（小学生）……………15,000円

*宿泊（2泊）・食事（2朝食・1夕食）・2日間（土曜日・日曜日）のリフト代・レッスン料を含む。

③その他

- （1）交通費は各自負担になります。
（ＪＲ軽井沢駅～軽井沢プリンスホテル間は、徒歩または循環バスをご利用ください）
- （2）当選後の参加人数の変更は対応できない場合がありますので、予めご了承ください。
- （3）レンタルスキー・レンタルウェアがご利用いただけます（有料）。
- （4）教室は、家族全員参加していただきます。
※小学生未満、高齢者で教室に参加されない方がいる申し込みはご遠慮ください。
- （5）参加の権利を他の方に譲渡することはできませんので、ご了承ください。
- （6）部屋タイプは、原則としてコテージになりますが、申込人数により、ホテル内ツインルーム対応になる場合があります。
- （7）5名以上でお申し込みの場合、客室の宿泊定員の関係上、2部屋以上に分かれてのご宿泊となりますので、ご了承ください。
- （8）教室は、スキーのみとなりますので、スノーボード等の参加はご遠慮ください。
- （9）軽井沢プリンスホテルの駐車場は有料となります。1台／2泊で2,000円となりますので、チェックアウト時にご精算ください。





「親子スキー教室」

～スキーを楽しみながら

共済組合では、組合員とその家族のスポーツを通じた健康づくりと開催場所について、初級者から中級者以上の方まで気軽に楽しめる未経験の方でも無理なくレッスンを受けていただけますので、この
※今年度も、団体レッスンにて開催いたします。

親子スキー教室日程

現地集合・現地解散になります。

1 日目(金)	【電車でお越しの場合の目安】 東京駅を19:32発の新幹線で出発し、20:40頃に軽井沢駅に到着となります。 軽井沢駅からは徒歩もしくは循環バス（最終21:00出発）をご利用ください。
2 日目(土)	スキースクール（親子スキー教室）開催（午前、午後あわせて4時間の予定）
3 日目(日)	朝食・自由行動後、現地解散

※交通機関や天候等の状況により日程等が変更になる場合がありますので、予めご了承ください。

申 込 方 法

【オンライン申込】

10月1日以降に共済組合のホームページに掲載される親子スキー教室の申込フォームから必要事項を入力し、申し込みをしてください。

申込期限は、令和7年10月31日(金) 23時59分です。

※代表者を入れ替えての複数応募は、ご遠慮ください。 ※申込者多数の場合は、抽選となります。



個人情報の利用目的

お申し込みいただいた個人情報は、親子スキー教室運営における次の目的に利用します。

1. お申し込み確認と参加者名簿を作成するため
2. 宿泊施設への利用登録のため
3. その他、教室の運営を円滑にするため



お問い合わせ先

福祉課厚生係(直通) TEL 043(248)1114

をチェックしましょう！

特定健康診査・ 特定保健指導

特定健康診査・特定保健指導は、メタボリックシンドロームに着目した健康診断で、その発見と予防により、少しでも早い時期に生活習慣病の発症を防ぐためのものです。

任意継続組合員及び被扶養者の方(※)には、令和7年度分の「特定健康診査受診券」を配付しておりますが、健診は受けられましたでしょうか？

メタボは自覚症状に乏しく症状が出たときにはかなり進行していることもあり、毎年健診を受けることにより、経年の体の変化を見ることができ、症状が出る前に、健診で体の状態をチェックして、小さな変化も見逃さないようにしましょう。

また、メタボの予防・改善は初期であれば、生活習慣の改善が最も効果的です。健診を受けて早期発見し、生活習慣を改善しましょう。

※事業主健診対象外の短期組合員の方につきましては、短期人間ドックを受検しない場

合、特定健康診査受診券申請書を所属所経由で提出いただくことにより、特定健康診査受診券を交付しております。

健診結果でメタボリックシンドロームの危険度が高い人は、「特定保健指導」を受けることになります。

共済組合では特定健康診査実施計画に基づき、特定保健指導に該当された方の中から選定して実施しています。積極的に利用し、健康な体を手に入れましょう。

①組合員

各所属所を通じて選定された方にお知らせをし、当組合が委託する専門業者により特定保健指導を受けていただきます。

②任意継続組合員及び被扶養者

当組合から選定された方に直接、特定保健指導利用券を送付しますので、特定健康診査受診券配付時に同封した「特定健康診査実施機関一覧」の中の特定保健指導を実施している医療機関で受けていただきます。また、委託業者による個別訪問型やオンライン等を活用した特定保健指導を受けていただくこともできます。

※特定健康診査・特定保健指導にかかる費用は無料です。

『特定健康診査受診券が届いていないのだけど？』

今年4月18日現在で被扶養者及び任意継続組合員の資格がある方につきましては、6月中旬に配付いたしました。届いていない、紛失した、扶養認定が遅くなった、年度途中で資格取得した方は申請が必要になりますので、被扶養者は組合員の勤務先の共済事務担当課、任意継続組合員及びその被扶養者は共済組合へご連絡くださいますようお願いいたします。

被扶養者については、組合員の勤務先の共済事務担当課を通して配付させていただいており、任意継続組合員及びその被扶養者については、ご自宅に郵送しております。



特定健康診査でメタボ



特定健康診査及び特定保健指導の実施計画について

特定健康診査及び特定保健指導は、国民が健康と長寿を確保しつつ、医療費の適正化に資する必要があることから、今後の対策として生活習慣病を中心とした疾病予防が重視され、『高齢者の医療の確保に関する法律』によりその実施が定められました。

共済組合では、令和6年度から6年間の第4期実施計画を策定し、それに基づき特定健康診査・特定保健指導を実施しております。6年間の実績が評価され、受診率や利用率が低い医療保険者には、後期高齢者医療制度への支援金が増額されます。この支援金が多くなると保険料の引き上げを余儀なくされる場合もあります。

なお、特定健康診査及び特定保健指導の年度ごとの実施に係る目標については下表のとおりとなります。

特定健康診査の実施に係る目標

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	国の参酌基準
組 合 員 (%)	93.0	93.0	93.0	93.0	93.0	—
被扶養者 (%)	60.9	65.5	70.1	74.7	79.3	—
組合員＋被扶養者 (%)	86.0	87.0	88.0	89.0	90.0	90.0

特定保健指導の実施に係る目標 組合員＋被扶養者

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	国の参酌基準
40歳以上対象者数(人)	39,964	39,964	39,964	39,964	39,964	—
特定保健指導対象者数(人)	6,673	6,716	6,758	6,801	6,843	—
実 施 率 (%)	40	45	50	55	60	60
実施者数(人)	2,669	3,022	3,379	3,740	4,106	—

貯金事業からのお知らせ

「貯金利息計算書（決算）」を送付します

令和7年4月から令和7年9月までの利息を9月30日付けで、元金に繰り入れましたのでお知らせします。

利息繰入れ後の残高が預入れ限度額の3,000万円を超えた方は、超えた額の払戻し手続きを行ってください（限度額を超えた額には、利息は付きません）。

『貯金利息計算書（決算）』は、10月末に各所属所の共済事務担当課（任意継続組合員の方はご本人宛て）に送付する予定です。

『貯金利息計算書』の再発行はできませんので、大切に保管してください。

《今年度の支払利率は年利1.9%です》

本年10月以降も、引き続き年利1.9%となります。

なお、預入れ・払戻し等は次のとおり決められていますので、ご協力をお願いします。

◆ 預入れ（任意継続組合員を除く）

- 定額積立は、給与（手取額）の範囲内で月1回です。
- 臨時積立は、期末勤勉手当（手取額）の範囲内で6月又は7月及び12月のそれぞれ1回です。
- 預入れ限度額は、3,000万円です。

※限度額を超えた方は、6月及び11月に所属所の共済事務担当課を経由し、通知をしておりますので、超えた額については速やかに払戻し手続きを行ってください。また、定額積立をしている方は、中断の手続きを行ってください。

◆ 払戻し

- 1回の払戻しにつき、複数の「貯金一部・解約払戻請求書」は受付できませんので、ご注意ください。
- 払戻日は、毎月28日（土・日・祝日の場合は直前の開庁日）（12月は最終開庁日の前営業日）です。
- 共済組合締切日は、払戻月の10日（12月は7日）（土・日・祝日の場合は直前の開庁日）です。
- 払戻日・共済組合締切日は、偶数月及び1月発行の『共済だより』でお知らせしていますので、確認をお願いします。

※組合員の方は、提出期限を所属所の共済事務担当課にご確認のうえ、余裕をもって担当課に提出してください。

※任意継続組合員の方は、払戻月の10日（12月は7日）（土・日・祝日の場合は直前の開庁日）までに共済組合に必着です。

◆ 「貯金一部・解約払戻請求書」を作成する際の注意事項

- 請求金額の訂正・重ね書きはしないようご注意ください。
- 誤った組合員等記号番号及び貯金者番号を記入しないよう、資格情報通知書や「貯金利息計算書（決算）」でご確認ください。
- 不鮮明であったり、欠けた印鑑での押印をしないようご注意ください。
- 鉛筆や消せるボールペンでの記入をしないようご注意ください。
- 任意継続組合員の方は、必ず届出印を押印してください。



お問い合わせ先

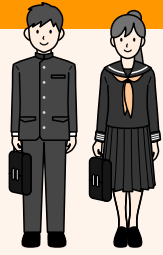
福祉課福祉係(直通) TEL 043(248)1113

入学・修学貸付をご活用ください

共済組合には、組合員や被扶養者（被扶養者でない子を含む）の学業支援のための貸付として、入学・修学貸付がありますので、ご活用ください。

なお、令和8年度分授業料等に係る入学貸付については随時、修学貸付については12月（1月28日送金分）から申し込みができますので、お勤め先の共済事務担当課を通して当組合へ行ってくださるようお願いいたします。

また、貸付金送金日以前に支払済みまたは既に支払期限が到来している費用については貸付できませんので、ご注意ください（事前に締切日や詳細等をお勤め先の共済事務担当課にご確認ください）。



種 別	入 学 貸 付	修 学 貸 付
貸 付 の 理 由	組合員またはその被扶養者（被扶養者でない組合員の子を含む）が高等学校、中等教育学校（後期課程に限る）、大学もしくは高等専門学校または専修学校もしくはは各種学校に入学する場合	組合員またはその被扶養者（被扶養者でない組合員の子を含む）が高等学校、中等教育学校（後期課程に限る）、大学もしくは高等専門学校または専修学校もしくはは各種学校に修学する（している）場合
借 受 人 の 資 格	現に組合員である者	現に組合員である者
貸 付 限 度 額	給料月額6分の6月分（最高200万円）	修業年限1年につき180万円 ただし、4月以降に当該年度分の貸付申込をする場合は、貸付実行月から翌年3月までの月数に15万円を乗じた額が限度となります。 例 10月28日貸付金送金の場合は、6月（10月～3月までの月数）×15万円＝90万円
貸 付 金 の 単 位	5万円	10万円
償 還 期 間	120月以内 据置期間最高6年以内	150月以内 据置期間最高6年以内
貸 付 利 率	年1.26%	年1.26%
必 要 添 付 書 類	①入学許可書（写）または合格通知書（写） ②入学案内書（写）（入学金、当該年度の授業料及び納入期日等が確認できるもの）、もしくは不動産の賃貸契約書（写） ③被扶養者でない子の場合は、借受人との続柄を証する書類（戸籍謄本等）	①在学証明書（入学前の場合は、入学貸付に定める書類） ②当該年度（当該年度分の通知が未着の場合は前年度分でも可）の授業料及び納入期日等が確認できるもの、もしくは不動産の賃貸契約書（写） ③被扶養者でない子の場合は、借受人との続柄を証する書類（戸籍謄本等）

※1 貸付対象となる学校については、学校教育法に規定される学校のうち、上記学校であることが要件となりますのでご注意ください。

※2 修業年限を超えての貸付はできませんのでご了承ください。

※3 貸付利率は変動する場合があります。

※4 必要に応じてその他確認書類の提出を求めることがあります。

※5 会計年度任用職員等の任期の定めがある組合員の方については、利用に制限がありますので、ご注意ください。

「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」の発行について



租税特別措置法の規定により特別控除を受けるための「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」（以下「年末残高証明書」）を発行しますので、確定申告及び年末調整手続きの際にお使いください。

年末残高証明書を発行する方

当組合の住宅貸付を利用し、住宅を新築、購入、または増改築した方で、残高があり、借入から完済までの期間が10年以上である方

①平成28年1月から令和6年12月までに貸付を受けた方
「年末残高証明書」（予定額）を令和7年10月下旬～11月上旬にお勤め先の共済事務担当課へ送付しますので、**年末調整**にご利用ください。（既に特別控除の確定申告を行っている方の手続用）

②令和7年1月から令和7年12月までに貸付を受けた方
「年末残高証明書」を令和8年1月中にお勤め先の共済事務担当課へ送付しますので、**確定申告**にご利用ください。（初めて特別控除を受ける方の手続用）

年末残高証明書を発行しない方

①平成27年12月以前に貸付を受けた方
※上記該当者で特別控除に該当している方はお手数ですが、お勤め先の共済事務担当課を通じて発行依頼をしてください。

②繰上償還などにより、貸付期間が10年未満となった方

その他注意事項等

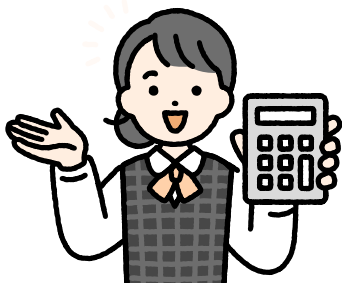
- 令和7年11月または12月に一部繰上償還を行う方は、年末残高（予定額）が変わりますので、一部繰上償還後にお勤め先の共済事務担当課を通じて再発行依頼をしてください。なお、全額償還をされた場合、減税対象とならないため年末残高証明書は破棄してください。
- 住宅取得等特別控除を受けるには、一定の要件が必要となり、年末残高証明書が発行されていても特別控除に該当しない場合がございますので、詳細については最寄りの税務署にお問い合わせください。
- 所得税額から控除しきれなかった特別控除額（特定増改築等に係るものを除く）は、翌年度分の個人住民税から控除できる場合がありますので、詳しくは、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

住宅借入金等特別控除に関する詳細については、最寄りの税務署にお問い合わせください。また、国税庁のホームページをご覧ください。

お問い合わせ先

福祉課福祉係（直通） TEL 043(248)1113

退職等年金給付は、 どんな人が受け取れる？



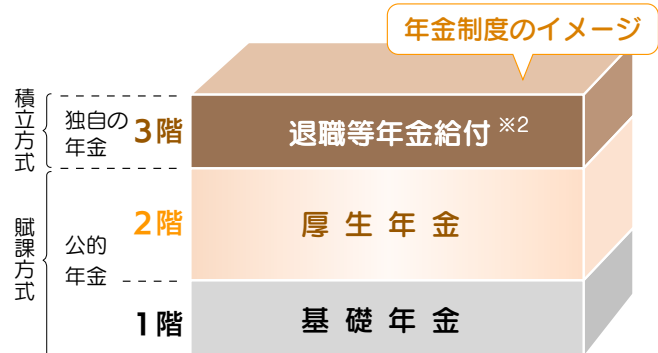
共済組合の組合員には、公的年金とは別に共済組合独自の年金「退職等年金給付」が支給されます。短期組合員（第1号厚生年金被保険者）の方は対象ではありません。

平成27年10月以後の加入期間を有する組合員に支給される

共済独自の退職等年金給付

共済組合が組合員等に独自に支給する年金^{※1}で、退職したとき（退職年金）、公務傷病により障害の状態になったとき（公務障害年金）、公務傷病により死亡したとき（公務遺族年金）に支給されます。

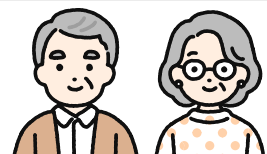
- ※1 平成27年10月の被用者年金制度の一元化により、廃止となった職域部分のかわりに施行日以降の加入期間について「退職等年金給付」が創設されました。
- ※2 一元化前から在職していた方は、旧職域部分の経過措置があります。現役時から退職後までを通じた信用失墜行為等に対する支給制限措置が設けられています。



以下すべての該当するときに支給

退職年金の 支給要件

- ア：1年以上引き続く組合員期間を有していること
イ：退職していること
ウ：65歳以上であること



ア、イに該当する60歳以上65歳未満の人は、65歳前に退職年金を受給できる繰上げ受給を申請することができます。また、退職年金の受給権者で退職年金を請求していない人は、75歳に達する日の前日までに繰下げ受給の申請をすることができます。年金額の利子相当額や年金現価率が受給時期によって異なるので、繰上げ受給は減額、繰下げ受給は増額になります。

※ 昭和27年4月1日以前生まれの人は、繰下げ期間は70歳までとなります。

※ 組合員（70歳を超えている方も含み、短期組合員を除きます。）である間は、支給は全額停止（有期退職年金は中断）されます。

詳しくは、こちらをご参照ください。公務障害年金、公務遺族年金についても解説されています。

全国市町村職員共済組合連合会 > 年金関係情報 > 退職等年金情報（年金払い退職給付）

<https://ssl.shichousonren.or.jp/pensioner/>

退職等年金給付の掛金と給付金

組合員1人ひとりに仮定の個人勘定を設定し、あらかじめ労使折半で積み立て、積み立てた掛金、組合の負担金、利子を原資とし、年金として支給されます。

退職等年金給付に係る掛金率と負担金率

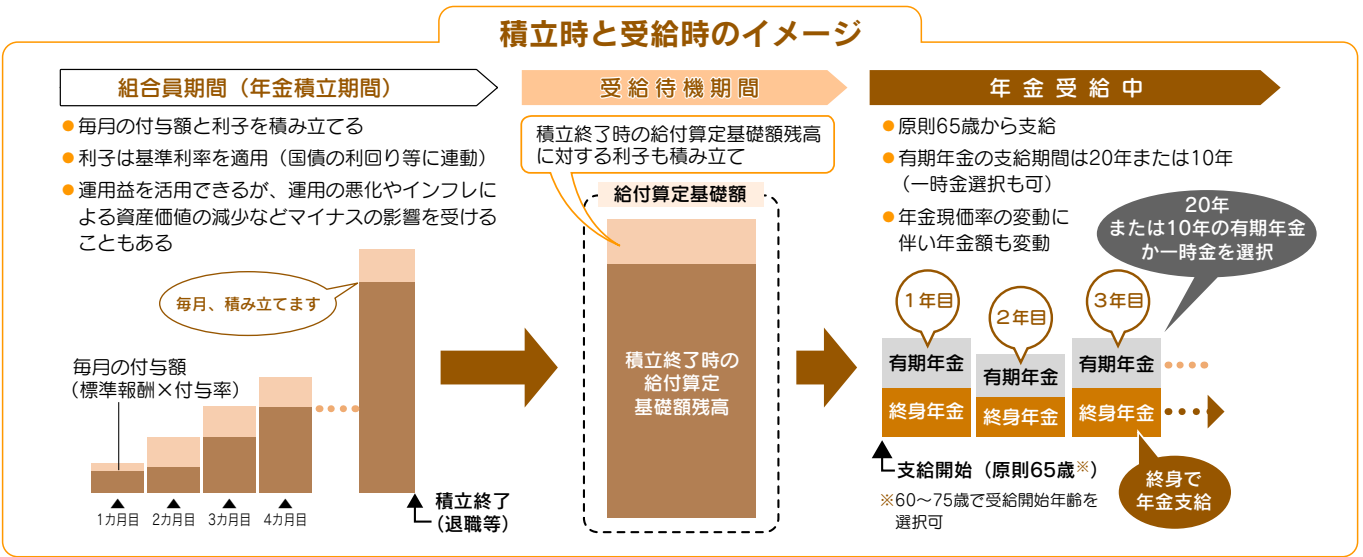
※令和7年10月現在の率

退職等年金給付の掛金は標準報酬月額や標準期末手当等の額に掛金率を乗じて算出されます。

掛金率（組合員負担）……0.75% 負担金率（地方公共団体負担）……0.75%

「退職年金」は、「終身退職年金」と「有期退職年金」に分けられ、年金の2分の1を「終身退職年金」、残りの2分の1を「有期退職年金」として支給されます。

なお、「有期退職年金」については、受給期間は原則20年（240月）ですが、給付事由が生じてから6月以内に手続きを行った場合には、その受給期間を10年（120月）とすること、または一時金として受給することも選択できます。退職年金は雑所得として、一時金は退職所得として扱われ、課税の対象となります。



* 公務障害年金・公務遺族年金は別の計算式に基づき支給されます。

退職等年金給付に係る運用状況について

年金積立金は、長期的な運用を行うものであり、その運用状況も長期的に判断することが必要です。退職等年金給付積立金は、国内債券の満期持ち切りでの運用を前提とするため、簿価評価としており、令和6年度の運用状況については、次のとおりです。

◆令和6年度 運用実績

運用利回り	+0.57% (実現収益率)
運用収入額	+144億円 (実現収益額)
運用資産残高 (令和7年3月末時点)	2兆6,872億円 (簿価)

本年10月に退職等年金給付に係る基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率の値が変わります

地方公務員共済組合連合会では、ホームページに基準利率や年金現価率等に関する情報を掲載しています。今後、これらの率についての関連情報等を掲載していきますので、ぜひご覧ください。

<https://www.chikyoren.or.jp/>（地方公務員共済組合連合会トップページ）



トップページの「年金関連情報 → 年金財政関係 → 年金払い退職給付（退職等年金給付） → 地共連の定款で定める事項（基準利率等）」からご覧いただけます。

地方公務員共済組合連合会

検索

地方公務員共済組合連合会

お問い合わせ先

組合員（短期組合員を除く）年金課 年金係（直通）審査係



メンタルヘルス教室



～ メンタルタフネス生活術編 ～

募集案内

テーマを変えて6月・9月・12月の3回、オンラインにて開催するメンタルヘルス教室の第3回目となります。

第3回目の12月の教室では、メンタルタフネス生活術についてお伝えします。
ご家族の皆さまに参加していただける内容となっておりますので、ぜひご参加ください！



基本講座

寒さに負けずに冬を乗り切るために
…メンタルタフネス生活術 (30分程度)

- 1 メンタルタフネスのための運動効果
心に元気をもたらすインターバルウォーキングの勧め
- 2 “美味しい！”は元気のもと
幸せホルモンを生む食生活とは？
- 3 目的別アロマ活用法
休みたい時の香り、やる気を出したい時の香り生活術

演習

大ブーム！ピラティスを楽しむ (30分程度)

- 1 ストレス解消に今！大人気!!
ピラティスの体験
- 2 ダイエットや睡眠にも効果大！
インナーマッスル強化法



●開催日時

令和7年12月6日(土) 10:00～11:15

※進行状況により、時間が前後することや内容が変更になることがあります。

※後日、YouTubeにて録画した講座の配信もありますので、開催日時に見ることができない方も申し込みいただければ、録画配信を視聴いただけます。

※Zoomウェビナーを使用して配信します。カメラとマイクは使用しません。

●募集人数 300名

※申込者多数の場合は抽選とし、結果については後日、申込者全員にメールで通知します。

●申込資格

組合員及びその家族（同居、別居を問いません）

●参加に必要なもの（2点）

- ・安定したネット環境
※通信速度の制限により通信ができなくなる可能性もあるため、Wi-Fi環境を推奨します。
- ・PC／スマートフォン／タブレット等のデバイス

●受講料 無料

●申込方法

下記URLもしくは二次元コードから申込フォームへアクセスしていただき、必要事項をご入力ください。

【URL】

<https://forms.office.com/r/niYaGR0Ym3>

【二次元コード】



＜フォームへ入力していただく必要事項＞

- ①組合員等記号
- ②組合員等番号
- ③組合員氏名
- ④受講者氏名
- ⑤電話番号
- ⑥PCメールアドレス（パソコンからのメールが受信できない携帯アドレスはご遠慮ください。）

●申込締切日 令和7年11月7日(金)

●その他

受講者を決定後、受講のご案内を申込フォームに入力いただいたメールアドレスに送信します。

※個人情報の利用目的 申込フォームに入力された個人情報は、メンタルヘルス教室における以下の目的に使用します。

1.お申し込み確認と参加者名簿を作成するため 2.受講決定を通知するため 3.その他、教室を円滑に運営するため

お問い合わせ先

福祉課厚生係(直通) TEL 043(248)1114

特約店情報変更のお知らせ

営業所の追加がありました

特約店名 (特約店No.)	営業所名 (営業所No.)	営業所住所	電話番号
千葉スバル (047)	ショップ・サービス協力店課 (036)	千葉市美浜区新港176-2	TEL 043 (238) 4502

営業所名等の変更がありました

特約店名 (特約店No.)	営業所名 (営業所No.)	営業所住所	電話番号
日動自販 (シンドバッド) (082)	新 1BOX・SUV専門店 (001)	船橋市飯山満町1-194	TEL 047 (426) 3000
	旧 船橋本店 (001)		
日動自販 (シンドバッド) (082)	新 レクサス専門店 (002)	船橋市飯山満町1-198	TEL 047 (426) 2000
	旧 船橋中央店 (002)		

営業所住所・電話番号等の変更がありました

特約店名 (特約店No.)	営業所名 (営業所No.)	営業所住所	電話番号
スズキ自販京葉 (086)	アリーナ大原 (013)	新 いすみ市日在1480-1	TEL 0470 (62) 8131
		旧 いすみ市日在613-1	

営業所の廃止がありました

特約店名 (特約店No.)	営業所名 (営業所No.)	営業所住所	電話番号
ダイハツ千葉 (048)	U-CAR東金 (019)	東金市家之子459-5	TEL 0475 (50) 3000
日動自販 (シンドバッド) (082)	三咲店 (003)	船橋市三咲9-1-9	TEL 047 (449) 4136
日動自販 (シンドバッド) (082)	商用車店 (004)	船橋市飯山満町1-198	TEL 047 (424) 3881
日動自販 (シンドバッド) (082)	船橋北口店 (005)	船橋市本町6-11-7	TEL 047 (424) 5531

契約施設からのお知らせ

下記の契約施設については、令和7年10月1日より、入園料金の改定が行われることとなりましたのでお知らせします。

施設名	京成バラ園	「共済だより4月号」別冊一覧掲載ページ 36ページ
-----	-------	---------------------------

	契約料金	組合負担額	利用者負担額
改定前	●10・11月		
	大人 (高校生以上一律)	1,500円	500円
	大人障がい者	1,200円	200円
	小中学生 (障がい者は無料)	400円	0円
	●その他の月		
	大人 (高校生以上一律)	500円	0円
	大人障がい者	500円	0円
	小中学生 (障がい者は無料)	200円	0円

※未就学児大人1人につき5名まで無料 ※小中学生のみでの入園はできません
※ナイトイベントは別途料金が発生します ※ストロベリーハントでは利用できません



	契約料金	組合負担額	利用者負担額
改定後	●10・11月		
	大人 (高校生以上一律)	1,700円	700円
	大人障がい者	1,400円	400円
	小中学生 (障がい者は無料)	800円	0円
	●その他の月		
	大人 (高校生以上一律)	700円	0円
	大人障がい者	700円	0円
	小中学生 (障がい者は無料)	300円	0円

※未就学児大人1人につき5名まで無料 ※小中学生のみでの入園はできません
※ナイトイベントは別途料金が発生します ※ストロベリーハントでは利用できません

右記施設については、設備更新等改修工事のため、休館となりますのでお知らせします。
なお、休館期間中におきましても、営業再開後の予約は承っております。

施設名	期 間	「共済だより4月号」別冊一覧掲載ページ
うしお荘	令和8年1月19日(月)～2月6日(金)	P32

千葉県市町村職員年金者連盟会員募集中！

年金者連盟は高齢者の働きやすい社会の実現を目指しています

近年は、定年延長や再雇用制度により、60歳を過ぎても働くようになりました。

これからさらに高齢になっても働き続ける社会になることでしょう。

年金者連盟では、全国市町村職員年金者連盟や全国の市町村職員年金者連盟と協同し、毎年、県選出の国会議員へハガキ陳情や国会議員訪問陳情を行っています。

その中で、年金制度の改善のみならず、高齢者の就業促進について、労働環境や雇用条件の充実を図ることを求めています。また、働くためには健康を守ることも不可欠です。

そのため、高齢者の健康を守り高齢が安心して働ける環境を整えることも求めています。

社会を変えるにはできるだけ多くの方の力が必要です。共に支えあって高齢化社会の暮らしを豊かなものにしていきましょう。

年金受給開始前の方でも千葉県市町村職員共済組合の組合員であった方(退職した方)で60歳以上の方であれば加入いただけます。

退職後はぜひ年金者連盟への加入をご検討ください。

※退職していれば、フルタイム再任用の方も加入できます。
※組合員期間が短期組合員・後期高齢者等短期組合員のみ方は対象外です。

地区別共済制度（医療）研修会が開催されました

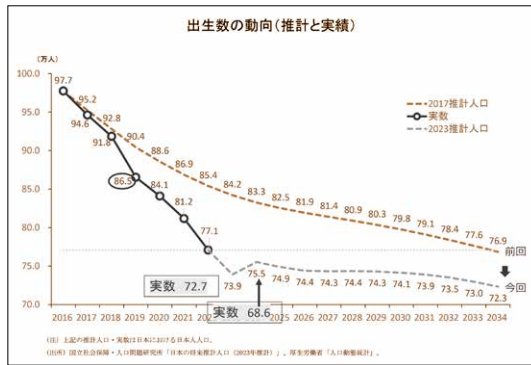
令和7年7月9日、オークラ千葉ホテルにおいて代議員および共済事務担当者の方々を対象に「地区別共済制度（医療）研修会」を開催いたしました。研修会の内容をご紹介します。



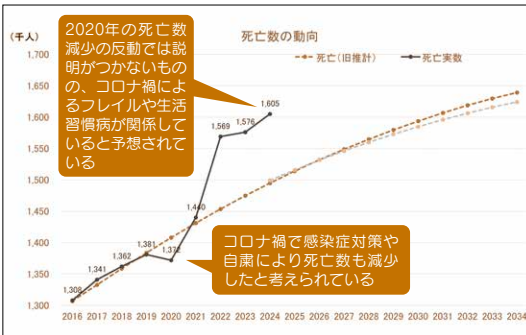
岩手医科大学
医学部 客員教授
武田 俊彦

はじめに

日本の人口構造が大きく変わるなか、医療・介護の提供体制をどう組み替えるべきか。本講演では、厚生省（現・厚生労働省）で長年にわたり政策実務に携わった武田俊彦氏が、2040年前後を見据えた医療・介護の姿を「在宅を基本、時々入院」というキーワードで提示。少子化・多死化の同時進行、85歳以上人口の急増、財源制約と人材制約を直視しながら、かかりつけ医療機能の明確化、外来・在宅・介護の連携最適化、予防・重症化予防の強化まで、制度と現場の両面から具体的な方向性を語りました。



（図1）出生数の動向（推計と実績）



（図2）死亡数の動向

平成の30年間と、2040年にかけての社会の変容（主なもの）			
	1989（平成元）年	2019（令和元）年	2040（令和22）年
1 高齢者数（高齢化率）	1,489万人（12.1%）	3,589万人（28.4%）	3,921万人（35.3%）
2 その年に65歳の人が各年齢まで生存する確率	90歳 男22% 女46% 100歳 男2% 女7%	男36% 女62% 男4% 女16%	男42% 女68% 男6% 女20%
3 出生数/合計特殊出生率	125万人/1.57	87万人/1.36	74万人/1.43
4 未婚率（35～39歳）	男19.1% 女7.5%	男35.0% 女23.9%	男39.4% 女24.9%
5 平均世帯人数	2.99人 ¹	2.33人 ²	2.08人
6 就業率（うち医療福祉従事者数）			
7 就業率	25～29歳 57.3% 30～34歳 49.6% 35～39歳 52.3% 40～44歳 37.3%	82.1% 75.4% 70.3% 48.4%	84.6% 83.4% 80.0% 61.7%
8 非正規雇用労働者数（割合）	81.7万人（19.1%）	2,165万人（38.3%）	-
9 1世帯当たり平均等価所得（実質）	368.7万円 ⁴	346.0万円 ⁵	-
10 スマートフォン保有世帯割合	0%	79.2% ⁶	-
11 「形式的つきあい」が望ましいとする割合	親戚 13% 同僚 15% 隣近所 19%	親戚 26% 同僚 27% 隣近所 33%	-
12 社会保障給付額（対GDP比）	47.4兆円（10.5%）	117.1兆円（21.4%）	188.2～190.0兆円（23.8～24.0%）

（図3）平成の30年間と、2040年にかけての社会の変容

「死亡者167万人というのは驚くべき数字です。かつては、出生も死亡も年におおむね100万人」という感覚が成り立っていました。今は違います。出生は想定より下に、死亡は上にブレている。だから、足し算の拡張ではなく、質的な組み替えが必要なのです」。

日本は今、出生減・多死化・高齢化が同時進行する人口構造の急変の状況を迎えています。従来「出生・死亡ともにおおむね100万人」という定常状態を前提に構想されてきた社会保障は、現在、死亡の上振れと出生の下振れという非対称な変化に直面しています。将来推計人口は5年ごとに改訂されますが、近年はコロナ禍の影響で実数が推計を下回る傾向が続いていました。2024年の出生数は、推計では上振れるのではないかと注目されていますが、実数では2023年を下回ることとなりました。また、厚生労働省の推計のなかで一番外れないと言われているのが高齢者の死亡数です。ほぼ推計と実数が一致するとされていましたが、2020年は死亡数が減ったものの、それ以降は大きく上振れる形となりました。コロナ禍からのリバウンドでは説明がつかない部分も多く、フレイルや生活習慣病が関係しているのではないかとされています。医療保険や予防医療の大切さがここにも表

れているのではないかと思います。2040年前後は、医療・介護需要、就業構造、財政構造のいずれにとっても「節目」となる年です。

85歳以上の増勢——「通院できない人」を、どう支えるか」

「要介護認定率が高い85歳以上が増えるということは、通院困難層が全国的に増えるということ」です。

令和2年の厚生労働白書より主要な項目を引用して作成した表が図3になります。まず、高齢者（65歳以上）数を見ると、平成元年から令和元年までの30年で2倍以上に増加しています。一方でこの間、病床数は減少しています。なぜかという点、介護保険による対応が増えたことはもちろん、健康寿命の延びや高齢者の就業率の増加があるからです。それにより、国民皆保険制度がここまで運営を継続できたといえます。

高齢化の量的拡大よりも本質的なのは、85歳以上の人口増大により、医療と介護の複合ニーズがより一層高まる点です。2019年から2040年までに高齢者数は以前ほど伸びないと図3でも示しましたが、この間も85歳以上人口は急増するとされています。また、要介護認定率を見ると、65歳以上は全体の18.3%であるのに対し、85歳以上は57.8%と飛躍的に高まります。これまでの病院完結型の発想——「患者が病院に来る」——は、移動困難層の増大により成り立ちにくくなります。移送支援や入院偏重、施設への医師派遣など個別の受け皿はありますが、いずれも人材・財源の制約を受けていくこととなります。したがって、外来・在宅・介護を連携させた地域完結型への構造転換が不可欠です。



合言葉「在宅を基本、時々入院」——「入院が最適でない場面が増える」

「入院そのものが悪いわけではありません。ただ、高齢の方にとって入院は要介護化のリスクにもなり得る。だから必要な時に早く入院し、そして在宅に戻す。これを制度と現場の両面で支えるのが、これから設計です」。

「在宅を基本、時々入院」。転換の核が、このキーワードです。病気になるたら入院して、元気になったら退院する。これは若い人のパターンであり、高齢者においては入院が要介護化のリスクとなりやすいのです。これを防ぐために、在宅・外来を軸に必要時のみ入院を組み合わせるケア循環が望ましいです。政策面では、①かかりつけ医機能の明確化、②外来・在宅・介護の連携最適化を柱に据えるべきです。

費用と経済——「二者択一ではなく、『質の向上で適正化』」

「医療費は高齢化や技術高度化で自然増がかります。ただし、これは経済・雇用者報酬との関係、報酬・負担の設計で姿が変わる。過去にも伸びを抑えた時期はある。重要なのは、短期の我慢ではなく、医療の質の向上こそ最大の適正化策だという発想です」。

医療費の自然増は避けたい一方で、経済や雇用者報酬とのバランス、報酬・負担設計の工夫により、アクセス確保と適正化の両立は可能

であると考えます。社会保障・税一体改革に関わった身としては、治し支える医療・外来・在宅へのシフト、重症化予防の取組みが次第に効果を表してくるのではないかと考えています。

日本の制度の強み——「自由度は守る。だから『緩やかに管理』する」

「日本の強みはフリーアクセス。誰でも・どこでも・比較的すぐに受診できる。この自由度は守りたい」。一方で、「患者の自由、医師の自由開業、診療の自由。自由の束をそのまま置くと、資源偏在や過剰受診の問題が起きる」。

国民皆保険に基づくフリーアクセスは、日本の大きな強みです。他方、患者・医師の自由が重なる、資源偏在や過剰受診の課題も生じます。歴史的には、自己負担、紹介状ルール、診療報酬、自治体計画などで「緩やかに管理」してきました。今後は、インターネットをはじめとする広告規制緩和と公的情報の公開で、患者の「賢い選択」を支える情報インフラの整備が必要です。

予防と重症化予防——「量から質へ」

「生活習慣病、特に糖尿病は心血管・脳血管イベントや人工透析の入口になりやすい。これを未然に断つのが、医療費の適正化につながります」。

これからの日本が進むべき方向は次の4つが基本になります。

- ・医療へのアクセス確保（医薬品の確保など）
- ・医療の質の向上と効率化（＝最適な医療の追求）
- ・予防の重視（生活習慣病予防＋フレイル予防）
- ・治す医療から、治し支える医療へ（地域包括ケア）

加えて、予防も大切です。糖尿病をモデルにすると、心血管・脳血管イベントなどに至

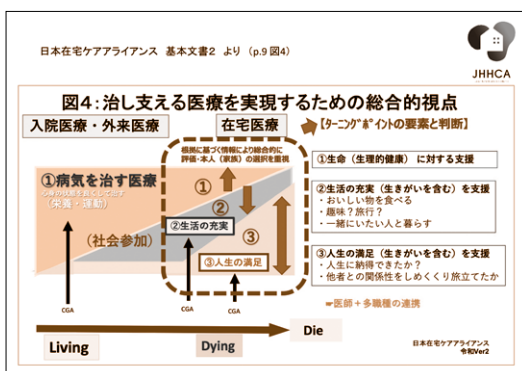
る起点になりやすく、これを未然に断つことが重要です。特定健診の定着を前提に、検査数値の改善、重症化予防をすることで、将来医療費の抑制にも資するのです。

医療は治療が全てではない——「治療のためではなく生活の充実や人生の満足を支援」

昔は、とにかく「病院全盛期」といいますが、病院に連れて行けば命が救える時代でした。ところが、高齢化や治療方法の変化により医療のあり方も変化してきました。

医療はこれまでどのように効果を測っていたかというと、死亡率の低下や新薬の開発などが重視されてきました。しかし、薬以外に大切なのが「人とのつながり」「食」です。孤食の人は共食の人より死亡率が高いというデータや、オーラルフレイルにより食べる力が衰えると身体的フレイルや死亡率が約2倍になるというデータがそれを示しています。

さらに、「どこで死ぬのが幸福か」という問いも避けられません。急性期病院での延命が家族に「申し訳なさ」を残す一方、在宅や介護施設で本人の意思を尊重した看取りは、家



(図4) 治し支える医療を実現するための総合的視点

族に「納得」をもたらす傾向があります。

医療というのは治療だけではありません。病気の治療のために人生を使うのではなく、むしろ、生活の充実や人生の満足度を高めるほうが大切なものであり、本人・家族・社会にとっても最終的に望ましい姿とされると考えます(図4)。

今後の展望

2040年に向け、医療・社会保障は次の方向に進むべきであると考えます。

● 予防の徹底

生活習慣病・フレイルの早期予防が最も効果的な医療費抑制策である。特定健診・保健指導をさらに強化し、若年期からの健康意識向上を図る。

● 在宅医療・地域包括ケアの拡充

高齢者の半数が通院困難になる85歳時代に備え、在宅医療を基盤とした地域ケア体制が必須となる。医師・看護師・介護職・自治体が連携した包括支援が求められる。

● 高齢者の栄養・社会参加支援

孤食対策、口腔ケア、栄養改善を通じて「食べる力」を守ることが健康寿命延伸の鍵である。同時に孤独対策や地域交流も重要である。

● 効率的かつ質の高い医療提供

「質の高い医療こそ最大のコスト削減策」であり、過剰診療を避け、適切な治療を提供することが財政面でも望ましい。AIやデータ活用による医療の高度化も進む。

● 社会全体での支え合い

「世界がぜんたい幸福にならないうちは個人の幸福はあり得ない」という宮沢賢治の言葉が示すように、医療制度もまた相互扶助を基盤としており、助け合いの精神を維持することが不可欠である。



交通事故 にあったとき

交通事故（第三者による不法行為等）でマイナ保険証等^{（※）}を使用するには手続きが必要です

※マイナ保険証（健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード）、資格確認書及び組合員証・組合員被扶養者証のこと。以下、マイナ保険証等といいます。

1 相手の身元を 確認しましょう

交通事故によりケガをした場合、基本的には第三者（加害者）の不法行為により生じたものであり、ケガを負わせた者がその損害を賠償する義務があります（民法709条では、不法行為の成立及び効果として「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う」と規定しています）。

しかしながら、交通事故の処理は即時解決できるものではないことから、加害者（相手側）からすぐに治療費等が支払われることが困難な場合が多くあります。

このような場合にマイナ保険証等を使用して治療を受けることは可能ですが、本来、治療費は加害者が負担すべきものですから、マイナ保険証等を使用し共済組合が負担した費用については、加害者に支払ってもらわなければなりません。

このために、共済組合は被害者に代わって加害者へ治療費等を請求する権利（損害賠償請求権）を取得します。これを損害賠償請求権の代位取得といいます。

交通事故でマイナ保険証等を使用するには、組合員の皆さまの協力が不可欠ですので、次の点に留意して対処してください。

相手が不明では損害賠償を求めることができません。

2 警察に届けましょう

相手の氏名、住所、電話番号、勤務先、車のナンバー等ができる限り詳しく確認しておきましょう。

民事責任・刑事責任の証拠を失わないためにも重要な措置ですので、落착いて対処しましょう。

小さいお子さま（被扶養者）が事故に遭われた場合等は、相手先の確認が困難なことがありますので、ご家族の方に連絡をとることなど、交通事故について日頃から話し合っておきましょう。

後で具合が悪くなったり、症状が出る場合があります。その場で示談交渉に応じてしまうなど、治療費が請求できなくなるような話し合いはやめましょう。

どんな些細な事故でも警察へ連絡しましょう。

事故直後は気持ちが張り詰めていて、打撲程度では痛みを感じないこともあります。後で腫れ上がったたり、骨折していることが判明したりすることがよくあります。

すぐに届出をしないと、後になってからでは事故状況がわからなくなり、医療費や慰謝料の請求ができなくなるなど不利な立場におかれることもあります。

届出は自分の権利を守るために必要なことです。

また、「交通事故証明書」を入手しておきましょう。

3 医療機関でマイナ保険 証等を使用する場合は 必ず事前連絡をしてく ださい

この「交通事故証明書」は共済組合に提出する必要があり、また、自動車保険に請求する場合も必ず必要なものです。

事故の届出は、人身事故として届け出る必要があります。

治療費は原則として加害者が支払うべきものですが、先ほども述べたようにマイナ保険証等を使用して治療を受けることもできます。その際、必ず共済組合または勤務先の共済事務担当課へ事前連絡してください。

できるだけ使用前に事故状況を把握しておく必要があります。

また、加害者へ保険診療分の治療費等の支払義務が発生することを伝えておいてください（共済組合が損害賠償請求権を取得しているため、後日共済組合から加害者に治療費の請求があること）。

※通勤災害や公務災害に該当する場合は、治療費の負担先が共済組合ではなくりますのでマイナ保険証等は使えません。

また、「人身事故扱いにすると手続きが面倒だ」、「公務中のケガだが、ケガの程度が軽いから申請しなくていいだろう」などということをされますと、医療費は共済組合の負担となり、医療

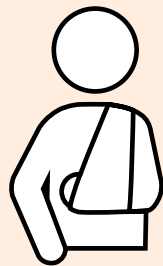
負傷原因調査にご協力をお願いします

共済組合では、医療費増高対策の一環として、診療報酬明細書（レセプト）を基に負傷原因調査を行っております。

第三者行為や公務災害に該当された場合、本来加害者等が、その治療費を負担することとなります。そのため、共済組合が負担すべきでない医療費について、回収することにあります。

この調査は、負傷によりマイナ保険証（健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード）又は資格確認書等を使用し、医療機関で治療された場合、その負傷の原因が、第三者行為や公務災害に該当するものかを確認するために必要な調査です。

短期財政の適正な運営のため、誠にお手数ではございますが、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。



調査方法

共済組合からお勤め先の共済事務担当課を通して配付する「負傷原因報告書」により、組合員の皆さまに報告をお願いしております。

調査対象範囲

毎月病院などの医療機関から請求される診療報酬明細書（レセプト）の中から、外傷系の傷病名で3,000点以上を抽出し、調査しております。

ご注意

診療報酬明細書（レセプト）ごとの調査のため、同一の傷病により、複数月にわたり受診された場合や複数の医療機関等で受診された場合は、診療報酬明細書（レセプト）が異なり、複数枚の報告書が配付されることがありますのでご了承ください。

また、調査時期が、受診されてから3カ月後以降の実施となりますので、外傷系の治療をされたときには、受診された日やその原因等を記録されておかれましますと役立つことと思っております。

費及び掛金・負担金の増高につながります。つきましては、皆さまの適正な手続きをお願いします。

4 共済組合へ「損害賠償申告書」を提出してください

マイナ保険証等を使用して医療機関にかかる場合は、共済事務担当課を経由して共済組合へ「損害賠償申告書」を提出してください。

これは共済組合が加害者（相手側）に対して損害賠償請求権を行使するために必要なものです。

「損害賠償申告書」の提出に際しては次の書類を添付してください。

①交通事故証明書（人身事故扱いのもの）
②事故発生状況報告書

③加害者（相手側）の車の自賠責保険の証明書の写し
④加害者（相手側）の任意保険の証明書の写し（加入している場合）
⑤加害者（相手側）の自動車車検証の写し
⑥加害者（相手側）の保険会社の担当者及び連絡先（求償先）
⑦加害者（相手側）の誓約書（加害者が保険診療分について支払うことの誓約）
⑧念書（共済組合が損害賠償請求権を代位取得し行使することの組合員への確認）

*治療が終了したときや示談をするときは必ず連絡してください。

●**処理経過を連絡してください。**
交通事故による治療や示談の処理

には長期間に及ぶものがあります。

加害者の自賠責保険や任意保険会社には本人負担部分を一旦請求するなどの、共済組合にお知らせください。

●**治療が終了したとき、あるいは症状が固定したときは、すみやかに共済組合に連絡してください。**
後には共済組合が請求するまでの間の状況を把握しておく必要があります。

●**示談の前に連絡してください。**
交通事故によるケガの場合、後遺症が出てくる場合があります。

示談を進めるうえで後遺症が発生した場合も、その治療費はあらためて請求する等の約束を記載するのが

通例です。

また、共済組合へ治療費の支払義務があることを再確認させてください。

共済組合の代位請求の行使に不利な内容ですと共済組合が加害者（相手側）に対して治療費等を請求できなくなることもありますので、ご注意ください。

交通事故に遭ったときには、被害者であつても加害者であつても、精神的、肉体的両面において、大変な苦痛を強いられることとなります。

昨今では、自転車による事故も多発しています。自転車も軽車両となることを遵守し、日頃から事故に遭わない工夫と安全運転を心がけましょう。



お問い合わせ先

保健課保健係

～休業等給付～

こんな給付
ご存じですか？

休業等給付は組合員の皆さまが、病気やケガ、出産あるいはやむを得ない事情で休業等をして報酬がもらえないときに組合員の皆さまやその家族の生活を支援するための給付です。

休業等給付には次のような種類があります。

1 傷病手当金

支給要件

傷病手当金は、次のすべての要件に該当したときに支給されます。

- ①公務あるいは通勤途上の事故や災害によるものでないこと
- ②病気・ケガによる療養であること
- ③療養のため勤務に服することができないこと
- ④勤務に服することができなくなってから、引き続き3日を経過していること
- ⑤傷病手当金日額が休職中（病気休暇等を含む）に支給される報酬日額を上回っていること



支給期間

傷病手当金の支給期間は、支給開始から1年6月間です。

組合員の資格を喪失した日の前日まで引き続き1年以上組合員であった方（以下「1年以上組合員であった方」という）が傷病手当金を受給中に退職した場合は、引き続き支給されます。

1年以上組合員であった方が、報酬が出ていたことにより傷病手当金が支給されなかった場合は、退職後から支給されます。ただし、退職後に「勤務ができる状態」となった場合は、実際の勤務の有無にかかわらず、支給は打ち切りとなります。

支給金額

支給要件に該当した場合、4日目からその後における勤務に服することができない期間1日につき、支給開始日の属する月以前の直近の継続した期間の標準報酬の月額が、

①12月以上ある場合

支給開始日の属する月以前の直近の継続した1年間の標準報酬の月額の平均額 $\times 1/22 \times 2/3$

②12月未満の場合 ㊦と㊧のいずれか低い方

㊦ 支給開始日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬の月額の平均額 $\times 1/22 \times 2/3$

㊧ 前年度の9月30日での全組合員の平均標準報酬の月額（令和6年度は、340,000円） $\times 1/22 \times 2/3$

ただし、次の場合は、差額を支給します。

※報酬が支給されている場合 報酬日額より傷病手当金日額が上回っている場合に、その差額を支給します。

※障害厚生（共済）年金及び退職後退職老齢年金給付（退職又は老齢を給付事由とする年金給付）を受給する場合
年金日額より傷病手当金日額が上回っている場合に、その差額を支給します。

2 出産手当金

支給要件

組合員が出産により勤務できなかったことにより、出産手当金日額が報酬日額より上回っているときに支給されます。

組合員の資格を喪失した日の前日まで引き続き1年以上組合員であった方が、出産手当金の期間内に退職した場合は、退職後の支給期間について支給されます。

支給期間

出産の日以前42日（多胎の場合98日）及び出産の日後56日の期間内で出産手当金日額が報酬日額より上回っている期間です。

ただし、出産予定日後に出産された場合は、出産予定日以前42日及び出産予定日後56日の期間となります。

支給金額

勤務に服することができなかった期間1日につき、支給開始日の属する月以前の直近の継続した期間の標準報酬の月額が、

①12月以上ある場合

支給開始日の属する月以前の直近の継続した1年間の標準報酬の月額の平均額 $\times 1/22 \times 2/3$

②12月未満の場合 ㊦と㊧のいずれか低い方

㊦ 支給開始日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬の月額の平均額 $\times 1/22 \times 2/3$

㊧ 前年度の9月30日での全組合員の平均標準報酬の月額（令和6年度は、340,000円） $\times 1/22 \times 2/3$

③ 休業手当金

支給要件・支給期間

組合員が次のいずれかの事由により欠勤した場合に支給されます。

支 給 要 件	支 給 期 間
被扶養者の病気または負傷	欠勤した期間
組合員の配偶者の出産	14日間の内で欠勤した期間
組合員の公務によらない不慮の災害または被扶養者に係る不慮の災害	災害が発生した日から5日以内に欠勤した期間
組合員の婚姻、配偶者の死亡、親族の婚姻もしくは葬祭	結婚式の日を含む7日以内に欠勤した期間（死亡の日から7日以内）
被扶養者でない配偶者、子、父母等の傷病	欠勤した期間（原則7日以内）

支給金額

欠勤した期間1日につき、標準報酬の月額×1/22×50/100の額が支給されます。

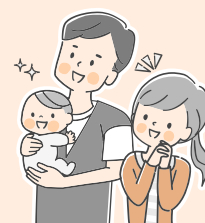
④ 育児休業手当金

支給要件

組合員が育児休業を取得し、報酬が支給されないときに支給されます。

支給対象となる育児休業は1日単位で取得した場合です。半日単位や時間単位で取得した場合は対象となりません。

また、雇用保険が適用される組合員（短期組合員や独立行政法人等）については、雇用保険法に基づく育児休業給付金の給付が優先されます。請求先をご確認ください。



支給期間

①父または母のいずれか一方が育児休業を取得した場合

子が1歳に達するまでの間について支給対象となります。

②父母双方が子が1歳に達する日までの間に育児休業を取得した場合

子が1歳2カ月に達する日までの間の最長1年間について支給対象となります。

なお、母の支給対象期間には産後休暇を含むものとし、報酬が支給される期間については手当金の支給対象となりません。

※保育所に入所できない等の特別な事情に該当するときは、子が1歳6カ月に達するまで延長が認められ、その後も延長の要件を満たしている場合は、最長2歳に達するまで再延長が可能となります。延長が認められる特別な事情については条件がございますので、詳しくは共済組合ホームページまたは勤務先の共済事務担当課にてご確認ください。

支給金額

①育児休業開始から180日（土日を含む日数）に達するまでの期間

標準報酬の月額×1/22×67/100の額が支給されます。※給付の上限日額：14,334円（令和6年8月現在）

②育児休業開始から181日（土日を含む日数）以降

標準報酬の月額×1/22×50/100の額が支給されます。※給付の上限日額：10,697円（令和6年8月現在）

⑤ 育児休業支援手当金

支給要件

令和7年4月1日以後^(※1)に育児休業等を開始し、組合員及び配偶者が対象期間^(※2)内にいずれも育児休業等を通算して14日（週休日を含む。）以上取得した場合等、一定の要件を満たした場合に、支給されます。

また、雇用保険が適用される組合員（短期組合員や独立行政法人等）については、雇用保険法の規定に基づく出生後休業支援給付金の給付が優先されます。請求先をご確認ください。

(※1) 令和7年4月1日より前に育児休業等を開始した組合員であって、令和7年4月1日時点で現に育児休業等をしているものについては、令和7年4月1日を「育児休業等を開始した日」とみなして要件を確認します。

(※2) 原則、出産日から起算して57日以内、産後休業等をしたときは出産日から起算して113日以内の期間までが対象期間となります。

支給期間

対象期間^(※2)内の最大28日（週休日を含み、給付は週休日を除く。）が上限です。

支給金額

標準報酬の月額×1/22×13/100の額が支給されます。※給付の上限日額：2,781円（令和7年4月現在）

6 介護休業手当金

支給要件

組合員が、組合員の介護を必要とする家族のために、任命権者の承認を受けた介護休業を取得した場合で、報酬が支給されないときに支給されます。

なお、介護休業手当金は、介護休業を1日単位で取得したときに支給対象となり、半日単位や時間単位で取得したときには支給対象となりません。条例で定める短期介護休暇についても、地方公務員等共済組合法第70条の4第1項に規定する介護をするための休業に該当しないものと考えられるため、介護休業手当金の対象となりませんのでご注意ください。

また、雇用保険が適用される組合員（短期組合員や独立行政法人等）については、雇用保険法に基づく介護休業給付金の給付が優先されます。請求先をご確認ください。

対象となる 家族の範囲

介護休業手当金の対象となる家族の範囲は、次のとおりです。

- ①日常生活を営むのに支障がある配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫、兄弟姉妹
- ②組合員と同居し、日常生活を営むのに支障がある父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子

支給期間

継続するひとつの介護状態につき、介護休業開始日から通算して66日を限度として支給されます。

支給金額

標準報酬の月額×1/22×67/100の額が支給されます。※給付の上限日額：15,778円（令和6年8月現在）

7 育児時短勤務手当金

支給要件

令和7年4月1日以降^{（※1）}に、組合員が2歳に満たない子を養育するために育児時短勤務の承認を受けて勤務時間を短縮したときに、支給されます。

また、雇用保険が適用される組合員（短期組合員や独立行政法人等）については、雇用保険法の規定に基づく育児時短就業給付金の給付が優先されます。請求先をご確認ください。

支給期間

組合員が育児時短勤務を開始した日の属する月から、当該育児時短勤務を終了した日の属する月までの期間内にある月

支給金額

支給対象月1カ月につき、支給対象月に支払われた報酬の額の10%
（報酬と給付額の合計が時短勤務前の報酬を超えないように、給付率は調整されます）

※給付の支給限度月額：459,000円（令和7年4月現在） ※給付の最低限度月額：2,295円（令和7年4月現在）

休業給付の支給条件は、ここに記載したことのほか、さらに細かく規定されています。請求の際にはご相談ください。

医療費支払いのしくみ

組合員や被扶養者の皆さまが、病気やけがで病院などの保険医療機関にかかった場合の“医療費”は、共済組合から各病院や医院、診療所へどのように支払われているのでしょうか？ 今月は、その医療費支払いのしくみについて、ご説明します。

皆さまが、マイナ保険証（健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード）、または資格確認書等を病院の窓口へ提出し、診療を受けると、病院ではその医療費を共済組合などの保険者に請求し支払いを受けることになります。

しかし、全国には病院も保険者（共済組合や健康保険組合など）もたくさんあり、個々に請求し支払いをしていては、事務が煩雑になってしまいます。

そこで、病院では、受診した患者ごと、診療内容ごと（入院・外来・歯科・調剤別）を、1カ月ごとにまとめて、診療報酬明細書（レセプト）を作成し、各月ごとに「社会保険診療報酬支払基金」という機関へ提出します。

支払基金では、その診療報酬明細書（レセプト）の診療内容が適正であるかどうかを審査した後、共済組合へ医療費の請求を

します。支払基金で処理された診療報酬明細書（レセプト）が共済組合へ届いてから、共済組合でさらに審査をしますので、皆さまが病院で診療を受けてから給付等の処理が終わるまでに、概ね3カ月かかります。

共済組合では、皆さまに納めていただいている掛金と地方公共団体負担の負担金による財源の中から、毎月支払基金を通じて各病院に支払いを行っています。

「医療費の支払いのしくみ」は以上のようになっていますが、これらの費用は、掛金と負担金を財源として賄われていますので、支払う医療費が増えるほど皆さまにご負担をお願いすることになります。

このため、日頃から丈夫な体が保てるよう心掛け、自己管理をするとともに、特定健康診査等を積極的に利用するなど、病気の早期発見・早期治療に努められるようお願いいたします。

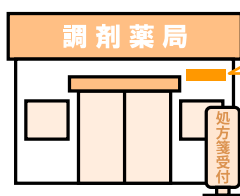
知って
いますか？

上手な薬局のかかり方

薬局にかかる際は、少し工夫するだけで薬の管理や医療費の節約に役立てられます。
上手な薬局のかかり方を知っておきましょう。

1 かかりつけ薬局をもとう

かかりつけ薬局をもつことで、薬の服用歴や副作用、アレルギーなどの情報の管理に加えて、市販薬とのみ合わせや薬のもらいすぎを予防できます。複数の病院を受診する場合も、薬局は1カ所にまとめましょう。かかりつけ薬局を選ぶ際は、健康について幅広い相談が可能な**健康サポート薬局**を探してみましょう。



健康サポート薬局の
目印はこちら！



2 お薬手帳を持参しよう

お薬手帳は、自分が服用している薬の情報を記録するものです。受診時などに医療機関や薬局で提示することで、薬のみ合わせや副作用の確認、重複投与の予防に役立ちます。スマホのアプリ版であれば、外出先で受診の際もすぐに提示できるので便利です。

マイナ保険証を使うことで※、医師や薬剤師はより的確な情報に基づいて治療や服薬指導を行えるため、安全な医療を受けられます。



※診療や健康情報などの提供に同意した場合

3 ジェネリック医薬品を活用しよう

ジェネリック医薬品は新薬の特許が切れたあとに同じ有効成分を使って製造される医薬品のことです。ジェネリック医薬品には新薬開発のコストが含まれないため、新薬と比べて低価格で購入できます。また、国の審査により、新薬と同等の効果・効能があることが認められています。医療の質を下げることなく価格を抑えられるため、ぜひ活用しましょう。

差額のイメージ

脂質異常症の薬を1日1錠1年間服用した場合

先発医薬品：15,768円

ジェネリック：8,366円

差額
7,402円

※薬代のみを3割負担で計算（小数点第1位を四捨五入）

新薬により近い AG (オーソライズド・ジェネリック) をご存知ですか？

AG (オーソライズド・ジェネリック) とは、先発医薬品のメーカーから許諾を得て製造されたジェネリック医薬品のことです。有効成分に加えて、原薬、添加物、製造方法などが先発医薬品と同じ薬です。通常のジェネリックと同様に価格が抑えられており、先発医薬品と同等の効果と安全性が確認されています。

リフィル処方箋でさらに節約

リフィル処方箋は、指定された期間内に最大3回まで使用できる処方箋のことです。症状が安定している患者について医師が可能と判断した場合に発行されます。2回目以降は医療機関を受診せずに薬局で薬を受け取れるため、通院のための移動時間や待ち時間の削減、医療費の節約につながります。

症状が安定している人は
医師にリフィル処方箋の利用を
相談してみましょう。



被扶養者の収入の捉え方について

地方公務員等共済組合法運用方針の一部改正に伴い、被扶養者の収入要件に一部変更がありましたので、改めて収入の捉え方についてご案内いたします。

～19歳以上23歳未満の方（配偶者を除く。）は扶養限度額が変わります～

令和7年10月1日から19歳以上23歳未満の方（配偶者を除く。）に限り、収入要件を「収入が年額150万円未満」と取り扱うこととなります。また、注意点についてもご確認ください。

●扶養認定における収入の捉え方について

扶養認定・取消の基準のひとつである「収入が年額130（又は150、180）万円未満」の“収入”の捉え方については、アルバイトやパート等の給与収入がある場合、年額ではなく月額で判断するほうが実態に即しているため、以下のように捉えることとなります。

被扶養者	扶養限度額
19歳未満の方	130万円（年額）の場合 → 月額108,334円未満
19歳以上23歳未満（配偶者を除く）の方	150万円（年額）の場合 → 月額125,000円未満
23歳以上60歳未満の方	130万円（年額）の場合 → 月額108,334円未満
60歳以上の方または障害年金を受給している方	180万円（年額）の場合 → 月額150,000円未満

また、賞与が支給されている場合は、日額または月額に換算したものを支払対象期間に基づいて按分し、各月給与に加算して判断します（賞与の支払対象期間が定められていない場合は、賞与支給月の給与に賞与を全額加算して判断します）。

このため、振り返った1年間で結果として130万円（又は150万円、180万円）以上とならなかった場合でも、月額で扶養限度額以上となった時点から130万円（又は150万円、180万円）以上見込めると判断し、その時点から被扶養者の要件を欠くものとなります。

なお、扶養限度額以上になった月が1カ月でもあったときには直ちに取消すのではなく、限度額以上となった月から3カ月の平均が扶養限度額以上となった場合には、限度額以上となった1カ月目の給与の支払対象期間の初日から取消該当となります。

アルバイトやパート等の給与収入がある方は、月額にご注意ください。

※ 競馬場で勤務されている方については、競馬開催期間のみ給与収入が発生することにより、実態に即するため1月～12月の給与の合算額を年額における扶養限度額により判断します。

なお、営業収入、農業収入や不動産収入等の場合は年額で判断しますが、これらの収入の他に給与収入もある場合は、月割りして給与収入と合計して前記のとおり月額で判断します。

年額130万円（又は150万円、180万円）については、暦年または年度によって期間を限定したものではありません。

～19歳以上23歳未満の方（配偶者を除く。）の扶養限度額の変更における注意点について～

今回の改正において示された取り扱いについて、注意点がありますのでご確認ください。

- 配偶者は今回の改正では対象外となります。

なお、配偶者の範囲には届出をしていない事実上婚姻関係と同様の事情にある方も含みます。

- 学生であるかにかかわらず配偶者以外であれば年齢によって判断します。

- 年齢要件（19歳以上23歳未満）は、その年の12月31日時点の年齢で判断します。例えば、N年10月に19歳の誕生日を迎える場合には、N年（暦年）における年間収入要件は150万円未満となります。

なお、年齢は誕生日の前日において加算することから、誕生日が1月1日である方は12月31日において年齢が加算されるものです。

（例：令和7年11月に19歳になる方 → 令和7年10月1日より扶養限度額を150万円として考えます。）



- 認定年月日が令和7年10月1日以降となる場合、19歳以上23歳未満の認定対象者の年間収入の要件は150万円未満となります。
- 被扶養者自身が健康保険に加入した場合は、収入要件を満たしていたとしても取消該当となります。

標準報酬の月額の随時改定について

標準報酬の月額は、『共済だより』令和7年8月号でご案内させていただきましたとおり、原則として「定時決定」により、年1回、毎年9月から新しい額が決定されます。

しかし、年の途中で昇給・降給等により報酬の額が著しく変わった場合、実際に受けている報酬とすでに決定されている標準報酬の月額との間に大きな隔たりが生じることになります。

このような隔たりを解消するために、年途中で「随時改定」が行われます。



1 随時改定の要件

次の要件をいずれも満たす場合、随時改定の対象となります。

- (1) 昇給・降給等により、**固定的給与に変動**があること。(※1)
- (2) 継続した3カ月間に受けた報酬の平均額から算定した標準報酬の等級と、現在適用されている標準報酬の等級とで、**2等級以上の差**があること。(※2)

※1 非固定的給与の変動では、随時改定は行いません。

- 固定的給与…基本給（給料表の給料月額）、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当等
- 非固定的給与…時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当等

※2 2等級以上の差は、**固定的給与と報酬平均額のいずれも増額したかいずれも減額した場合に限られます。**

したがって、固定的給与は増額したが非固定的給与が減額したため報酬平均額が減額した場合、またはその逆の場合には、随時改定は行いません。

* 上記の算定方法以外にも、例外的な算定方法がとられる場合があります。

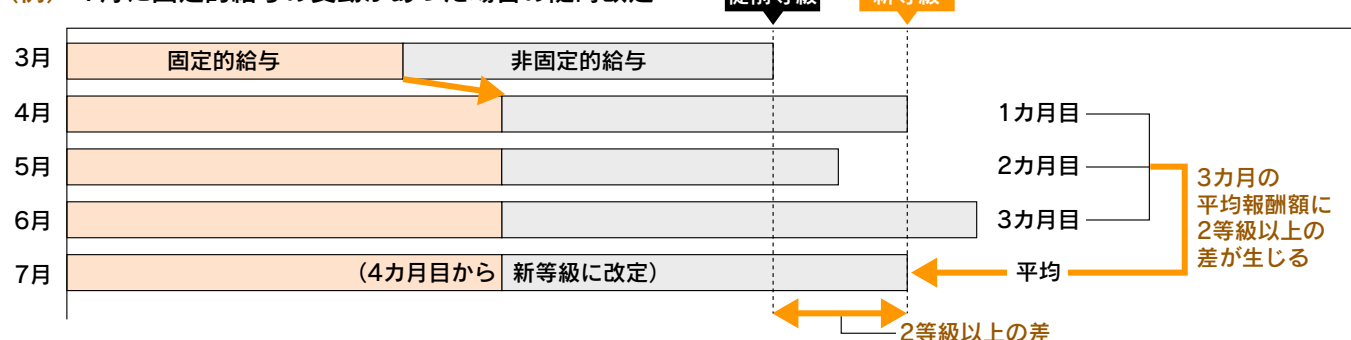
2 改定期期と適用期間

継続した3カ月の翌月から標準報酬の月額が改定されます。適用期間は、改定月によって次のとおりです。

1月～6月から改定	その年の8月まで適用（または次の随時改定等まで）
7月～12月から改定	翌年の8月まで適用（または次の随時改定等まで）

* 改定が7～9月からの場合、その年の定時決定は行われません。

(例) 4月に固定的給与の変動があった場合の随時改定



3 随時改定における年間平均額による保険者算定

随時改定では、原則として固定的給与の変動月から3カ月間の報酬平均額により標準報酬の月額を改定しますが、標準報酬の月額の決定または改定に際し、通常の方法により算定することが困難であるとき、または算定結果が著しく不当となるときは、年間平均額により標準報酬の月額を改定する保険者算定を行うことができます。

具体的には、①固定的給与の変動月から継続した3カ月間の平均により算定した標準報酬の月額と、②変動月から3カ月間に受けた**固定的給与**の月平均額に、変動月前の継続した9カ月と変動月後の継続した3カ月の間に受けた**非固定的給与**の月平均額を加えた額から算出した標準報酬の月額との間に2等級以上の差が生じ、この差が業務の性質上例年発生することが見込まれる場合には、年間平均により算定した標準報酬の月額にて算定することができます。



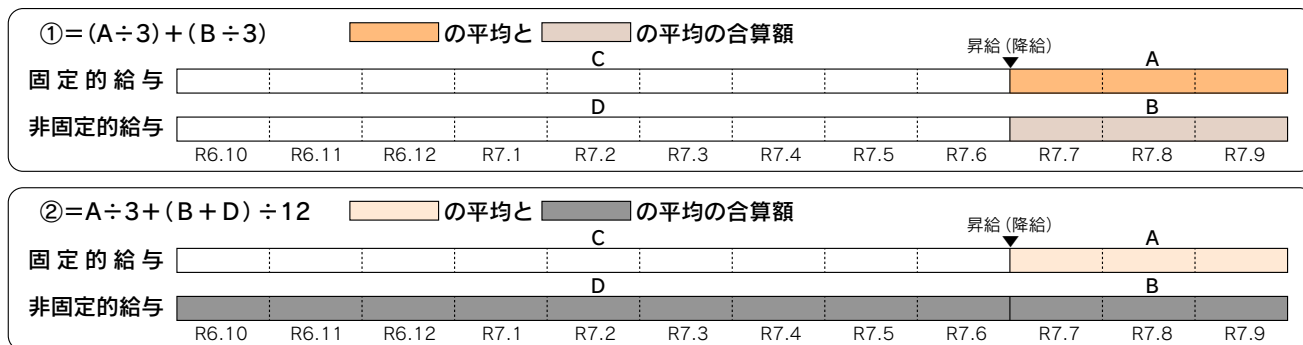
年間平均額による保険者算定が可能となる要件

次のすべての要件を満たしていることが必要です。

(1) 次の①と②との間に2等級以上の差があること

- ①昇給（降給）月以後の継続した3カ月の間に受けた固定的給与の月平均額に、同3カ月の間に受けた非固定的給与の月平均額を加えた額から算出した標準報酬の月額
- ②昇給（降給）月以後の継続した3カ月の間に受けた固定的給与の月平均額に、昇給（降給）月前の継続した9カ月と昇給（降給）月以後の継続した3カ月の間に受けた非固定的給与の月平均額を加えた額から算出した標準報酬の月額（年間平均額から算出した標準報酬の月額）

※年間平均額による保険者算定は、昇給（降給）による固定的給与変動の場合のみが対象となります。



(2) 上記 (1) の差が業務の性質上例年発生することが見込まれること

※「今年は多忙な業務に従事していたが来年はわからない」というような場合は該当しません。

(3) 現在の標準報酬の月額と年間平均額から算出した標準報酬の月額との間に1等級以上の差があること

(4) 年間平均額による保険者算定について、組合員が同意をしていること

ご注意ください

標準報酬の月額は、掛金・保険料の算定に用いられるほか、傷病手当金や育児休業手当金などの短期給付や将来受給する年金の算定にも用いられるため、ご本人が受ける給付にも影響が生じてくるものとなります。

年間平均額による保険者算定の該当例

7月が固定的給与の変動月（昇給月）

現在の標準報酬の月額240千円（短期19等級－厚生年金16等級－退職等年金給付16等級）

	固定的給与	非固定的給与	合計	月平均報酬額	標準報酬の月額
7月	260,000円	35,000円	295,000円	$(295,000円 + 320,000円 + 270,000円) \div 3$ 295,000円	300千円 短期 22等級 厚生年金 19等級 退職等年金給付 19等級 通常はこの等級で改定
8月	260,000円	60,000円	320,000円		
9月	260,000円	10,000円	270,000円		

例年繁忙期のため7月～9月の時間外勤務手当が増える場合、①7月～9月の固定的給与の平均額と7～9月の非固定的給与の平均額との合算額と、②年間平均額（7月～9月の固定的給与の平均額と前年10月～当年9月の非固定的給与の平均額との合算額）とを比較

①7月～9月の固定的給与の平均額と7～9月の非固定的給与の平均額との合算額

$(260,000円 + 260,000円 + 260,000円) \div 3$
= 260,000円
 $(35,000円 + 60,000円 + 10,000円) \div 3 = 35,000円$
260,000円 + 35,000円 = 295,000円
標準報酬の月額 300,000円
標準報酬の等級 22等級 — 19等級 — 19等級
(短期) (厚生年金) (退職等年金給付)

②年間平均額（7月～9月の固定的給与の平均額と、前年10月～当年9月の非固定的給与の平均額との合算額）

7月～9月の固定的給与の平均額 260,000円
前年10月～当年9月の非固定的給与の平均額 9,000円
※支払基礎日数が17日未満の月は除いて算定します。
年間平均額 269,000円
標準報酬の月額 260,000円
標準報酬の等級 20等級 — 17等級 — 17等級
(短期) (厚生年金) (退職等年金給付)

標準報酬の月額

260千円
短期 20等級
厚生年金 17等級
退職等年金給付 17等級

①と②とで2等級の差が生じているため、年間平均額で改定

※前記P26 1 の随時改定の要件を満たしていること及び前記P26 3 の(4)の要件（組合員の同意）を満たしていることも必要です。

※当該例については、繁忙により7月～9月に受ける報酬が高額である場合を示していますが、閑散により報酬が低額である場合においても、同様の保険者算定を行うことが可能です。

4 標準報酬決定・改定通知書の送付

随時改定に該当された方には、標準報酬決定・改定通知書を勤務先の共済事務担当課を経由して送付させていただきます（原則として、改定月の翌月の送付となります）。

通知書は、標準報酬の月額の改定を通知するものですので、送付された際に組合員の皆さまにさせていただきお手続きはございません。

お問い合わせ先

保健課資格係(直通) TEL 043(248)1116

組合員証等の経過措置終了に伴う資格確認書の交付について

1 資格確認書の交付について

組合員証等^(※)は、マイナ保険証（健康保険証利用の登録をしたマイナンバーカード）への移行に伴い、令和7年12月1日をもって経過措置期間が終了するため、令和7年12月2日以降はご使用できなくなります。

このことから、マイナ保険証をお持ちでない、下記【交付要件】に該当した方に資格確認書を職権で交付します。

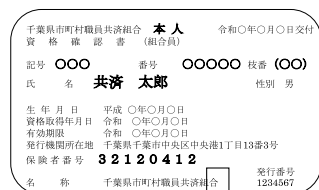
つきましては、令和7年12月2日以降は、資格確認書により保険医療機関等をご受診くださいますようお願いいたします。

なお、マイナ保険証（健康保険証利用の登録をしたマイナンバーカード）を所持している方は引き続き、マイナ保険証をご使用ください。

また、経過措置終了後の組合員証等の返納については、右記「組合員証等の返納について」をご参照ください。

(※) この記事において「組合員証等」とは、組合員証、組合員被扶養者証、任意継続組合員証、任意継続組合員被扶養者証をいいます。

▼資格確認書【カード型】見本



【交付要件】

- ① マイナンバーカードを取得していない者
- ② マイナンバーカードを保有しているが、健康保険証利用登録を行っていない者
- ③ マイナ保険証の利用登録解除を申請した者・登録解除者
- ④ マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者
- ⑤ マイナンバーカードの返納者

※作成時点において【交付要件】に該当した方に交付しております。

(1) 資格確認書による保険診療について

資格確認書は、保険証の代わりとなるもので、保険医療機関等で提示することで、保険診療を受けることができます。

保険医療機関等を受診する際には、必ず資格確認書を持参し提示してください。

(2) 資格確認書を使用する際の注意点について

- ① 継続して治療する際、月が変わった場合や、月の途中で再診等の受診をする場合も資格確認書を提示してください。
- ② 資格確認書を紛失・盗難等の場合は、必ず最寄りの警察署等に届出のうえ、勤務先の共済事務担当課を通して（任意継続組合員は当組合へ直接）再交付申請を行ってください。
- ③ 有効期限以降は使用しないでください。更新が必要な場合は、当組合から有効期限前に有効期限を更新した「資格確認書」を交付します。

2 発行スケジュール・方法

- (1) 組合員及びその被扶養者
令和7年12月1日までに所属所経由で順次お届けします。
- (2) 任意継続組合員及びその被扶養者
令和7年12月1日までに共済組合よりご自宅へ送付いたします。

3 資格確認書の返納について

下記「資格喪失後の資格情報通知書・資格確認書の返納について」をご参照ください。

4 マイナンバーカードの健康保険証利用登録について



マイナンバーカードを健康保険証として利用する（マイナ保険証）ための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの証明写真機からの申請

STEP2.

マイナンバーカードを健康保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付
(カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う

※マイナ保険証を利用する際は、共済組合の資格情報がマイナポータルに登録されていることを確認したうえで保険診療を受けるようにしてください。

令和7年12月1日有効期限の資格確認書をお持ちの方へ

令和7年12月1日までに有効期限を更新した「資格確認書」を交付します。

- ① 組合員及びその被扶養者
令和7年12月1日までに所属所経由で順次お届けします。
- ② 任意継続組合員及びその被扶養者
令和7年12月1日までに共済組合よりご自宅へ送付いたします。

組合員証等の返納について

組合員証等は令和7年12月2日以降、経過措置期間が終了しご使用できなくなることから、返納の有無について下記のとおりご案内させていただきます。

- ① 経過措置終了後の令和7年12月2日以降、組合員証等の返納は不要です。
ご自身の処分をお願いします。
- ② 令和7年12月1日までの間に資格を喪失（被扶養者の認定取消）した場合は、組合員証等の返納は必要です。
これまでと同様、資格喪失時（被扶養者の認定取消時）に組合員証等を共済事務担当課（任意継続組合員は当組合へ直接）へ返納してください。

資格喪失後の資格情報通知書・資格確認書の返納について

資格情報通知書の返納は不要です。

資格確認書は資格を喪失（被扶養者の認定取消）した場合、資格喪失日（認定取消日）以降は使用できません。資格喪失時点で有効な資格確認書をお持ちの場合は、資格喪失後に共済事務担当課（任意継続組合員は当組合へ直接）へ返納してください。

なお、組合員が退職等により資格を喪失する場合、被扶養者も同時に資格を喪失することとなりますので、組合員の資格喪失時点で、被扶養者が有効な資格確認書をお持ちの場合は併せて返納してください。

【注意点】

○「高齢受給者証」、「特定疾病療養受療証」及び「限度額適用認定証」等が交付されている場合には、返納が必要となります。

○資格喪失後もそのまま「資格確認書」を使用して、保険医療機関等で受診した場合は、不正使用となりますので決して使用しないでください。

また、資格確認書記入可能欄（住所等）以外の部分をご自分で訂正等することも不正使用となりますので、決して加筆・訂正等をしないでください。

【返納先について】

- 組合員及びその被扶養者
→ 元勤務先の共済事務担当課
- 任意継続組合員及びその被扶養者
→ 共済組合

任意継続組合員証等の返納先

〒260-8502
千葉市中央区中央港1-13-3
千葉県市町村職員共済組合保健課資格係

お問い合わせ先

保健課資格係(直通) TEL 043(248)1116

産前産後休業期間中は掛金が免除されます

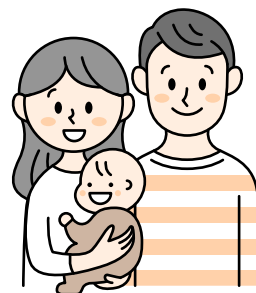
掛金が免除される期間

産前産後休業期間（※）の初日の属する月から、産前産後休業期間の末日の翌日の属する月の前月まで、掛金が免除されます。

※出産日（出産予定日の後に出産した場合は、出産の予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産日の後56日までの期間のうち、地方公共団体における特別休暇の産前産後休業を取得した期間

掛金免除の申出方法

勤務先の共済事務担当課経由で「産前産後休業掛金免除（変更）申出書」をご提出ください。



『介護保険第2号被保険者資格に関する届出書』の提出についてのお知らせ

① 介護保険に加入する者について

40歳以上の者は介護保険に全員加入することになり、年齢によって次のとおり区分されます。

- 65歳以上の者……………介護保険第1号被保険者
- 40歳以上65歳未満で医療保険（共済組合を含む）に加入している者……………介護保険第2号被保険者

なお、医療保険加入者（組合員及び任意継続組合員）の被扶養者も40歳以上65歳未満であれば介護保険第2号被保険者となります。

② 共済組合への届出について

組合員や被扶養者が40歳に達したことにより、介護保険第2号被保険者となる場合には、介護保険被保険者資格の取得や喪失について、共済組合への届出は原則として不要です。

ただし、40歳以上65歳未満の組合員や被扶養者で海外居住者（日本国内に住民票がない人）及び右に掲げる施設に入所または入院している者は、介護保険第2号被保険者とはなりませんので、これらに該当するときは、勤務先の共済事務担当課へ申し出をして、「介護保険第2号被保険者資格に関する届出書」を共済事務担当課経由で共済組合に提出してください。

また、これらの施設から退所または退院した場合も同様に「介護保険第2号被保険者資格に関する届出書」を提出してください。

③ 任意継続組合員について

任意継続組合員の介護保険第2号被保険者で前記に該当するときは、直接共済組合へ「介護保険第2号被保険者資格に関する届出書」を提出していただくこととなりますので、その際は共済組合へご連絡ください。

適用除外施設

- 指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項）
- 障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項）
- 医療型障害児入所施設（児童福祉法第42条第2号）
- 児童福祉法第7条第2項の内閣総理大臣が指定する医療機関
- 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第11条第1号の規定により設置する施設
- 国立ハンセン病療養所等（ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第2条第2項）
- 救護施設（生活保護法第38条第1項第1号）
- 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号に規定する被災労働者の受ける介護の援護を図るために必要な事業に係る施設
- 障害者支援施設（知的障害者福祉法第16条第1項第2号の規定により入所している知的障害者に係るものに限る。）
- 指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第1項の規定による支給決定を受けて入所している知的障害者及び精神障害者に係るものに限る。）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第2条の3に規定する施設

お問い合わせ先

保健課資格係(直通) TEL 043(248)1116

事務局職員採用試験のお知らせ

千葉県市町村職員共済組合事務局職員採用試験を
次のとおり行います。

職 種

一般事務

採 用 日

令和8年4月1日

採用予定人数

4名

受 験 資 格

- 平成13年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方で、学歴を問わない。
- 平成16年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く）を卒業した方（令和8年3月までに卒業見込みの方を含む）。

※次のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終るまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 懲戒解雇または懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

試験日時及び
試験会場

- (1) 試 験 日 令和7年11月22日(土) 午前10時試験開始
- (2) 試験会場 ホテルポートプラザちば 千葉市中央区千葉港8-5

試 験 内 容

- (1) 第1次試験 上級試験（択一式教養試験 2時間、択一式専門試験 2時間、職場適応性検査 20分）
 - (2) 第2次試験 作文及び口述試験
- ※第2次試験は、第1次試験合格者に対し、別途通知のうえ行います。

待 遇

地方公務員に準ずる

受験手続及
び受付期間

- (1) 申込書（受験票）の請求先・受付場所

〒260-8502
千葉市中央区中央港1-13-3
千葉県市町村職員共済組合 総務課

- (2) 郵便による請求方法

申込書の交付を郵送でご希望の方は、封筒の表に「職員採用試験申込書請求」と朱書きし、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角型2号）を同封して請求してください（郵送による申込書の交付は10月14日（火）必着分まで受け付けます）。

- (3) 受付期間 令和7年10月6日（月）から10月21日（火）まで

月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで

郵送の場合は、10月21日（火）消印のものまで受け付けます。

お問い合わせ先

総務課 TEL 043(248)1110



千葉県市町村職員互助会からの



お知らせ



① サポート保険等 ～契約内容が更新されます～

今年度の更新手続期間中（6月27日迄）にお申し込みいただいたサポート保険等の加入・変更・脱退等の内容については、令和7年10月1日から効力が発生し、1年間の契約となります（以降、お手続きをされないかぎり1年毎に自動更新）。

9月下旬～10月上旬に配付しました「2025年度ご加入の通知」は、令和7年10月1日からの加入内容を確認できる書類ですので、1年間大切に保管してください。

※各制度の詳細等については、パンフレット（「サポート保険等総合ガイドブック」）でご確認いただけます。

パンフレットをお持ちでない場合は、サポート保険WEBサイトからデジタルパンフレットを閲覧できますのでご利用ください。

◎ 保険金や給付金はどうように請求するのですか？

現職者の方

サポート保険等は団体保険のため、請求手続きはお勤め先を通して行っていただきます。

請求する保険の種類等により必要書類が異なりますので、請求事由が生じましたら、すみやかに勤め先のサポート保険等事務担当課にお問い合わせください。

なお、「傷害保険」または「サポートプラス（損保部分）」を請求するときは、ご自身でWEBによる事故連絡（下の二次元コードよりアクセスできます）または『事故連絡票』を互助会へFAXにて提出してください。

千葉県市町村職員共済組合のホームページよりアクセスできます。



退職者の方

退職者の方については、（株）日本共同システムがお手続きの窓口になります。

請求する保険の種類等により必要書類が異なりますので、請求事由が生じましたら、すみやかにお問い合わせください。

●お問い合わせ先

フリーダイヤル 0120-129-128
（9：00～17：00 ※土日祝も開設）

◎ 加入内容の変更はできますか？

新規加入・変更・脱退ともに、お申込みは毎年度1回の更新手続期間（5月～6月頃）のみ受付けておりますので、次回更新手続期間に向けてご検討をお願いいたします（退職に伴う脱退を除く）。

なお、死亡保険金の受取人及び指定代理請求者の変更につきましては随時承りますので、変更をご希望の場合はお勤め先のサポート保険等事務担当課（退職者の方は（株）日本共同システム）を通じてお手続きください。

サポート保険等に 関するお問い合わせ先

引受会社：明治安田生命保険相互会社（事務幹事）

公法人第二部法人営業第一部 TEL 03(5289)7146

〈サポート保険Webサイト〉 <https://www.group-welfare-my.jp/support-hoken/>

*千葉県市町村職員共済組合ホームページからもアクセスできます。



② 葬儀費用の割引について ～万一の際にお役立てください～

会員の皆さまやそのご家族に万一のことがあった際に右記の契約葬儀会社を利用した場合、対象商品が一般価格より割引となります。

割引の適用を受けるには、必ずご葬儀の申込み時に「千葉県市町村職員互助会の会費（またはその家族）」である旨をお申し出のうえ、「資格情報通知書」「互助会会員証」等の提示等により、当互助会の会員であることを申し出てください。

※葬儀執行後の申し出や証の提示等がなかった場合、遡って割引を適用することはできませんのでご注意ください。

〈契約葬儀会社〉

会社名	お問い合わせ先
SOUセレモニー株式会社(博全社)	0120(444)999
SOUセレモニー株式会社(アスカ)	0120(425)055
セクト株式会社	0120(00)5564
株式会社ライフクリエイト(ライフケア)	0120(79)0983
株式会社ユニクエスト(小さな葬式)	0120(968)297

※対象商品等については各葬儀会社により異なりますので、直接お問い合わせください。

お問い合わせ先

千葉県市町村職員互助会 TEL 043(248)1134

令和8年度からの「子ども・子育て支援金」制度のお知らせ



「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第47号）に基づき、令和8年度に子ども・子育て支援金制度が創設されることとなりました。

この制度は、子育て世帯を支える新しい仕組みとして、少子化対策に受益を有する全世代から拠出いただくこととされ、医療保険料や介護保険料とあわせて、医療保険者で子ども・子育て支援金を徴収することとなります。

お問い合わせ先

保健課資格係(直通) TEL 043(248)1116

共済組合からのお知らせ

人事異動等のお知らせ

① 令和7年9月1日付け異動

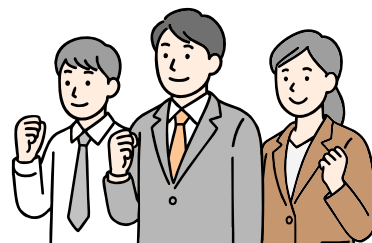
氏 名	新 職 名	旧 職 名
三 鬼 圭 太 郎	保健課資格係主事	福祉課福祉係主事

② 令和7年9月1日付け異動

氏 名	職 名
小 林 海 斗	福祉課福祉係主事

③ 令和7年8月31日付け退職

氏 名	職 名
金 綱 沙 織	保健課資格係主事



給付金送金日のご案内

10月28日(火)、11月28日(金)、12月25日(木)

※給付金請求書の締切日については、各担当課へお問い合わせください。

共済貯金の払戻日のご案内

10月28日(火)、11月28日(金)、12月25日(木)

※払戻・解約請求書の締切日は、組合員の方については各所属所により異なりますので、お勤め先の共済事務担当課へお問い合わせください。

任意継続組合員の方については、払戻月の10日(12月は7日)(土・日・祝日の場合は直前の開庁日)までに共済組合に到着です。

8月1日現在の利率は1.9%(税引き後1.514015%)です。

任意継続組合員の皆さまへ

10月は11月分の掛金、11月は12月分の掛金の払込月です。月内に必ず納入されますようお願いします。また、口座振替の方は11月分の振替日が10月27日、12月分の振替日が11月26日となりますので、残高不足とならないよう、残高の確認をお願いします。

組合の概況 (令和7年8月末現在)

①国 体 数	市……………37
	町村……………17
	一部事務組合等……………46
	計……………100
②組合員数	男……………37,389人
	女……………42,000人
	計……………79,389人
③被扶養者数	……………45,361人
④任意継続組合員数	……………1,573人

税務・法律相談のご案内

～お気軽にご相談ください～

共済組合では、毎月1回、税務・法律に関する相談室(無料)を開設しています。開始時刻は原則として午前中で、申込受付順となります。

相談をご希望の方は、各所属所の共済事務担当課に備え付けの「相談申込書」または任意の書式に必要事項(下記)をご記入のうえ、開設日の15日前まで(必着)に下記宛てへ親展でご送付ください。

※以降のお申し込みは、次回の相談日になりますので、ご了承ください。

※相談内容はできるだけ詳しくご記入ください。

必 要 事 項

- | | |
|--------------|----------------|
| ①所属所名及び所属部署名 | ⑤自宅電話番号 |
| ②組合員氏名 | ⑥勤務先電話番号 |
| ③組合員等記号・番号 | ⑦日中、連絡のとれる電話番号 |
| ④自宅住所 | ⑧相談希望日 |
| | ⑨相談内容 |

税務・法律相談お申し込み・お問い合わせ先

〒260-8502 千葉市中央区中央港1-13-3
千葉市町村職員共済組合 福祉課厚生係

TEL 043(248)1114 (福祉課厚生係直通)

11・12月の相談室開設日

税 務 相談室	税理士 青木 幸弘 (あおき ゆきひろ) 11月11日(火)、12月9日(火)
法 律 相談室	弁護士 河邊 義範 (かわべ よしのり) 11月12日(水)、12月10日(水)

メンタルヘルス相談室

臨床心理士を中心とした専門職が、あなたのお悩みに親身にお応えします。ご相談は当組合専用の電話・面談またはWEBにより対応しております。また、守秘義務に則りプライバシーの保護を厳守しておりますので、安心してご相談ください。

こんなとき、すぐにご相談ください

- ・将来に不安を感じ気分が落ち込んでいる。
- ・職場の人間関係で悩んでいる。
- ・ストレスによる無気力や不眠に悩まされている。
- ・子どもが学校に行きたがらない。
- ・家族の病気のことで悩んでいる。
- ・配偶者との関係がうまくいかない。



① 電話カウンセリング

② 面接カウンセリング予約受付

- ・月曜日～金曜日 9:00～21:00
- ・土曜日 10:00～18:00
- (日・祝日、1月1日～3日は休み)



☎ 0120(765)232

※携帯電話からもご利用いただけます。

③ WEB相談

当組合ホームページのトップ画面にある「みんなの家庭の医学」のバナー、もしくは<https://kateinoigaku.jp/>からアクセスしてください。

団体コード(保険者番号): 32120412

ライフプランシミュレーションをご利用ください！

当組合のホームページに組合員の皆さまのライフプランに役立つサイト「ライフプランシミュレーション」を掲載しておりますので、ぜひご活用ください。

閲覧方法

当組合ホームページのトップ画面にある、「ライフプランシミュレーション」のバナーをクリックしてください。ID やパスワードは不要です。



お問い合わせ先

総務課総務係(直通) TEL 043(248)1110

直営施設をご活用ください！

オークラ千葉ホテル

P38のお得なクーポンをご利用ください。詳しくはオークラ千葉ホテル（フロント）までお問い合わせください。



ご予約・お問い合わせ先

オークラ千葉ホテル（フロント）
TEL 043(248)1111



<https://www.okura-chiba.com/>

オークラ千葉ホテル 検索 クリック!

ログインID : okura
パスワード : chiba

黒潮荘

期間限定のお得なプランをご利用ください。詳しくは黒潮荘までお問い合わせください。



ご予約・お問い合わせ先

黒潮荘（直通）
TEL 04(7092)2205



<https://www.kuroshioso.jp/>

黒潮荘 検索 クリック!

パスワード : 9640

那須の森ヴィレッジ

お得な割引・各種プラン（P4～5参照）をご用意し、皆さまのご利用を心よりお待ちしております。



ご予約・お問い合わせ先

那須の森ヴィレッジ（直通）
TEL 0287(78)1636



<https://www.nasunomori-village.jp/>

那須の森ヴィレッジ 検索 クリック!

「お宿ねっとメンバーズカード」のご案内

(1) 「お宿ねっとメンバーズカード」の発行手続き

黒潮荘及び那須の森ヴィレッジへご宿泊の際に、発行手続きをしています。

(2) ポイント付与及びポイント利用特典について

利用料金2,200円（税込）毎に1ポイントを付与させていただき、貯まったポイント数に応じて次回以降の宿泊料を下記のとおり割引させていただきます。

「お宿ねっとメンバーズカード」は黒潮荘、那須の森ヴィレッジの両施設で使えるポイントカードです。

ポイント数	30ポイント	50ポイント	100ポイント	200ポイント	300ポイント(割引上限)
割引額	1,000円	2,000円	6,000円	16,000円	30,000円

(3) 黒潮荘と那須の森ヴィレッジ以外の株式会社エムアンドエムサービスが受託する保養所・公共の宿などの「お宿ねっと他施設」における「お宿ねっとメンバーズカード」の取扱いについて

「お宿ねっと他施設」において、「お宿ねっとメンバーズカード」は使用できません。

お問い合わせ先

施設管理課（直通） TEL 043(248)1119
福祉課（直通） TEL 043(248)1114

申込み受付中！

短期組合員の
皆さまにもご加入いただけます！
ご自身のために、ご家族のために、
ぜひこの機会に加入を
ご検討ください。

① 傷害総合保険・所得補償保険・ 団体長期障害所得補償保険

保険期間 2026年2月1日午後4時から1年間

保険料お支払方法 2026年2月から給与控除(月払)

申込締切日 2025年10月20日(月)

ケガの補償もケガ以外の補償も充実！

- 傷害総合保険 ※ファミリータイプやゴルフタイプなど様々なタイプをご用意しております。

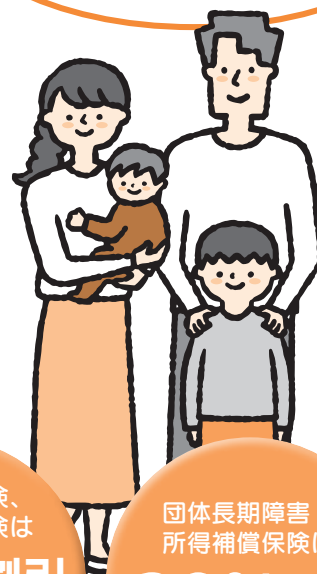
病気やケガで働けないときの収入を最長1年間サポート！

- 所得補償保険 ※入院中だけでなく医師の指示による自宅療養中も対象です。

さらに最長60歳まで収入をサポート！

- 団体長期障害所得補償保険

熱中症の補償にも対応しています。



傷害総合保険、
所得補償保険は
36%割引
(団体割引20%
優良割引20%)

団体長期障害
所得補償保険は
20%割引
(団体割引20%)

自転車事故の賠償に備えた保険に加入していますか？

「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（2017年4月施行）」が改正され、
2022年7月1日から自転車利用者は、自転車事故の賠償に備えた保険の加入が義務化されました。
自転車事故によるケガや賠償への備えなら傷害総合保険にご加入ください！



② 公務員賠償責任保険

保険期間 2026年4月1日午後4時から1年間

保険料お支払方法 2026年5月27日にご指定口座より控除(年払)

申込締切日 2025年10月20日(月)

住民監査請求 住民訴訟賠償 民事訴訟など その他の損害賠償請求
万一の場合に備え安心して公務に専念するためにぜひご加入を!!



重要！

保険料の口座振替日は
2026年5月27日となります。

保険契約者 千葉県市町村職員共済組合

申込方法 今回新規でお申込みの方、契約内容を変更される方は加入依頼書を各所属所共済事務担当課へご提出ください。提出のない方は現在と同じ型で継続となります。

取扱代理店 有限会社ちば共栄サービス 〒260-8502 千葉市中央区中央港1-13-3
電話 043(248) 1536 (受付時間：平日の午前9時から午後4時まで)

引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社 〒260-0026 千葉市中央区千葉港8-4 損保ジャパン千葉ビル7階
千葉支店法人支社 電話 043(243) 3086 (受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

このページは概要を説明したものです。詳しくは配布済のパンフレットをご参照ください。パンフレットがお手元ない場合やご不明な点がある場合は、上記取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

SJ25-06505 (作成日：2025年8月27日)

2024年7月
リニューアル オープン



茨城県市町村職員共済組合保養所
大洗温泉の宿
おうしょうてい
大洗鷗松亭



お客様のニーズに応える工夫を凝らした新しい客室が誕生しました。
すべてのお部屋から太平洋の絶景をご覧いただけます。改装されたレストランでは、
新しい料理長が手掛けるお料理が、大変ご好評をいただいております。



味 泊 湯

《観光情報 / Tourist information》

- ・アクアワールド大洗水族館：
当館にお車を停めて徒歩3分
- ・かねふくめんたいパーク大洗：🚗 で10分
- ・国営ひたち海浜公園
(ネモフィラ、コキアで有名)：🚗 で20分



大洗鷗松亭

〒311-1301 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町 8179-5

TEL.029-266-1122 10時～19時

おうしょうてい

検索



※千葉県市町村職員共済組合の組合員及びその被扶養者の方が「大洗 鷗松亭」に宿泊される場合、契約施設利用券（助成券）を利用するとお1人につき2,500円の控除が受けられます。

秋の宿泊プランのご案内

期間

令和7年10月1日(水)～
11月30日(日)まで

なぎさコース

豚ホルモンと野菜の黒潮ちゃんこ鍋をメインに、秋鮭の幽庵焼きや秋の食材の天婦羅をご用意しました。秋の味覚をお楽しみください。

お一人様
泊2食付
7,800円※

黒潮山海コース

秋野菜や秋刀魚など、秋の食材をふんだんに使用した彩り豊かなコースです。豚ホルモンと野菜を味噌仕立てにした黒潮ちゃんこ鍋をお楽しみください。

お一人様
1泊2食付
9,800円※



《イメージ》



《イメージ》

大好評開催中

黒潮荘感謝祭



期間：令和7年10月1日(水)～
10月31日(金)まで



4月に開催し大好評をいただきました、黒潮荘感謝祭が内容をそのままに早くも再登場。
今回も通常**7,800円**のなぎさコースが**6,500円**※(休前日は+1,210円)、さらに、
次回ご利用いただけるお得な5%割引券(※)もお渡しいたします。

新規に組合員になられた方、黒潮荘をまだ利用したことのない方から常連の方々まで、
この機会に、黒潮荘をぜひご利用ください。

※各種割引、助成金控除後の金額から5%割引になります。



10月限定
**この機会に黒潮荘へ
GOGO!!**



●黒潮荘休館日

令和7年 10月	11月	12月
1日(水) 21日(火) 22日(水) 23日(木)	4日(火) 5日(水) 6日(木) 18日(火) 19日(水) 20日(木)	1日(月) 2日(火) 3日(水) 15日(月) 16日(火) 17日(水)
令和8年 1月	2月	3月
6日(火) 7日(水) 8日(木) 27日(火) 28日(水)	24日(火) 25日(水) 26日(木)	10日(火) 11日(水) 12日(木)

冬の宿泊プランのご案内

期間

令和7年12月1日(月)～
令和8年1月31日(土)まで

なぎさコース

新鮮なお刺身や冬の食材をふんだんに使った料理長お手製ちゃんこ鍋などをお召し上がりいただけます。

※年末年始（令和7年12月29日から令和8年1月3日）は特別料金となります。詳細は、黒潮荘にお問い合わせください。

お一人様
1泊2食付
7,800円※

黒潮山海コース

冬の食材をふんだんに使った料理長お手製ちゃんこ鍋や銀鱈の西京焼きなど冬を感じられる料理をお召し上がりいただけます。

お一人様
1泊2食付
9,800円※



（イメージ）



（イメージ）

※1泊2食、税・サ込み、助成金控除後の料金です。 ※仕入れ状況により内容が変わる場合もございます。 ※休前日は+1,210円(税込)でご利用いただけます。 ※ご利用前10日からは、キャンセル料が発生します。 ※助成金控除によって、ご料金が異なる場合がございます。

令和8年1月限定 **特定日**

ディスカウントキャンペーン

対象日に、1泊2食付きの宿泊プランを利用された方、1名様につき、一律1,000円お値引きいたします。対象日は、右記の**特**のとおりとなります。この機会に、お得に黒潮荘をご利用ください。

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31
	特	休館日	休館日	休館日		



実施
期間

11月30日(日)まで

のお知らせ

黒潮荘・那須の森ヴィレッジ2施設合同キャンペーンを開催します！組合員の皆さまにお得な特典をご用意いたしました。皆さまのお越しをスタッフ一同、心よりお待ちしております！

1 | かもなすスタンプラリーで、宿泊割引券をプレゼント！

宿泊1泊につきスタンプを1つ押させていただきます。両施設のスタンプが揃うと、2,000円分の宿泊割引券をプレゼント！ 両施設利用してスタンプを4個集めると、さらに5,000円分の宿泊割引券をプレゼント！ ※スタンプカードは1組につき1枚とさせていただきます。

2 | 毎月抽選で当たる！豪華賞品プレゼント！

宿泊時に応募券を配付いたします。各施設毎月抽選で2名様に「かも・なす」の地元高級食材をプレゼント！

3 | 鴨川名産の鯛せんべいプレゼント！

長く地元で愛されている鴨川名産の鯛せんべいをプレゼントいたします！ ※1組につき1箱をプレゼントさせていただきます。

● 黒潮荘限定 ●



Facebookでも最新情報更新中！

黒潮荘最新情報や館内でのイベント情報や空室情報等を随時更新しておりますので、気になった方はフォローして「いいね！」してください！



Instagram

もやっています！

Instagramは支援や関与をしていません。



ご予約・お問い合わせ

千葉県市町村職員共済組合保養所

南房総鴨川

Tel. 04(7092)2205

黒潮荘



〒296-0004 千葉県鴨川市貝渚 2565
Fax 04 (7093) 1213

黒潮荘

検索

ホームページ

<https://www.kuroshioso.jp/>

パスワード(コード)は『9640』です。

ウィークデーランチbuffet クーポン ランチタイム

10月1日(水)～11月28日(金)

組合員様特別料金

大人 2,000円 (一般 2,700円)
小学生 1,600円
4歳以上の幼児 1,000円



《イメージ》

ディナーbuffet クーポン ディナータイム

10月4日(土)～11月29日(土)の土曜日
(最終入店 19:30)

組合員様特別料金

大人 4,200円 (一般 4,700円)
小学生 2,000円
4歳以上の幼児 1,200円
シニア 4,200円



《イメージ》

月替わり和洋中折衷コース クーポン ディナータイム

秋の味覚を10月と11月の各月異なるメニューでお楽しみいただける期間限定ディナー。

10月1日(水)～11月30日(日) ※前日までの予約制

組合員様特別料金

お一人様 7,500円 (一般 9,000円)



《10月折衷コースイメージ》

レストラン特別割引 (最大20%割引) について ディナータイム

特別割引期間中のディナータイムに、組合員・被扶養者のほか、直営施設利用助成券利用者(宿泊者)のお客様がレストラン・バーをご利用の際、組合員等資格確認書類(コピー可)をご提示で10%割引させていただきます。

さらに、One Harmony 会員特典の10%割引とも併用いただけます。イルミネーションを観ながら、美味しい料理をお得に楽しみませんか。

レストラン特別割引期間

2025年11月22日(土)～2026年2月14日(土)



お問い合わせ・ご予約 レストラン「セブンスーズ」 TEL 043 (248) 1128 朝食タイム 7:00～9:30 ランチタイム 11:30～14:00 ディナータイム 17:00～21:00

※すべてのメニューは入荷状況により、食材が変更となる場合がございます。※すべてお一人様料金です。 ※「クーポン」のご利用はページ下部のクーポンをご持参ください。

全客室禁煙化について

オークラ千葉ホテルでは、2026年4月1日(水)より全客室を禁煙化させていただきますと予定となりました。

お煙草を吸われるお客様にはご不便をお掛けいたしますが、加熱式・電子タバコを含め、お煙草は指定の場所にてご利用くださいますようお願い申し上げます。

なお、4月以降は、24時間ご利用いただける喫煙所を2階・3階にご用意させていただきますと予定でございます。社会的にも分煙・禁煙化が進んでおり、健康増進にご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

レストラン「セブンスーズ」組合員様限定クーポン

※上記「クーポン」表記のあるプランのみ割引対象とさせていただきます。
※組合員様がご一括でお会計いただきました場合、ご一緒の皆様全員を同様の割引対象とさせていただきます。
※ご予約の際に、本券ご利用の旨をお申し出ください。 ※ご注文の際に、組合員証と本券を必ずご提示ください。
※他の割引券等の併用は承れません。

10月 11月 月替わり和洋中折衷コース

組合員様特別料金 ディナータイム

お一人様 7,500円 (一般 9,000円)

一般料金より 1,500円 OFF!!

有効期限: 10月 1日(水)～ 11月 30日(日)

10月 11月 ディナーbuffet

組合員様特別料金 ディナータイム

4,200円 (一般 4,700円)

一般料金より 500円 OFF!!

有効期限: 10月 4日(土)～ 11月 29日(土)の土曜日

10月 11月 ウィークデーランチbuffet

組合員様特別料金 ランチタイム

大人 2,000円 (一般 2,700円)

一般料金より 700円 OFF!!

有効期限: 10月 1日(水)～ 11月 28日(金)の平日

組合員様だけがご利用いただける専用ページからのご予約等、おトクがいっぱい!

オークラ千葉ホテル 検索

千葉県市町村職員共済組合 組合員の皆様へ

ID okura パスワード chiba

オークラ千葉ホテル 開業25周年記念イベント

ズーラシアンブラス 誕生25周年 × オークラ千葉ホテル 開業25周年

ズーラシアンブラス クリスマス音楽会

愉快的動物たちがクリスマス音楽会をしに
オークラ千葉ホテルにやってくる♪



2025 12/7(日) 全席指定

【昼の部】コンサートのみ鑑賞
13:00開演 受付・開場12:30～

【夜の部】コンサート+食事付き
16:00開演 受付・開場15:30～/食事17:40～

オークラ千葉ホテル 3階 エリーゼルーム



【昼の部】

組合員様特別料金	大人	3歳から小学生のお子様
S席	5,500円 (一般 6,000円)	3,500円 (一般 4,000円)
A席	5,000円 (一般 5,500円)	3,000円 (一般 3,500円)
B席	4,500円 (一般 5,000円)	2,500円 (一般 3,000円)

【夜の部】食事付き

組合員様特別料金	
大人	11,500円 (一般 12,000円)
小学生	6,500円 (一般 7,000円)
3歳以上の幼児	3,500円 (一般 4,000円)

※料金には、コンサート観覧、食事(夜の部のみ)、消費税・サービス料が含まれております。
 ※【昼の部】コンサートは椅子席(シアター形式)、【夜の部】は正餐形式でのご用意となります。
 ※【昼の部】2歳以下のお子様の膝上鑑賞は無料となります(大人1名様につき1名まで)。
 ※【夜の部】2歳以下のお子様の席のご用意はございますが、食事は付かず無料となります。
 ※お席の指定および事前のご確認はお断りいたしております。お席はホテル一任とさせていただきます、当日受付にてご案内いたします。
 ※料金のお支払いにつきましては、指定の銀行口座へのお振込みとなります。その際に発生いたします、振込手数料につきましては、お客様のご負担となります。
 ※ご入金後のキャンセル、及び払い戻しはいたしかねます。※諸般の事情に鑑み、直前の公演延期、変更等が生じる可能性があります。
 ※出演者へのプレゼントや花束などの贈り物をご遠慮ください。※開演中の録音・録画・写真撮影は、固くお断りいたします。
 ※予約時にいただいた個人情報、本公演に関する事のみに使用させていただきます。

予約受付開始 2025年10月6日(月)10:00～

お問い合わせ・ご予約 TEL 043(248)1302 営業企画課(平日10:00～18:00)

25th Anniversary Winter Lights

いつもご愛顧ありがとうございます。
オークラ千葉ホテルは、開業25周年を迎えます。

本年12月に迎えます開業25周年を記念して、8万球のイルミネーションの装飾を施し、クリスマスの期間は、中庭「パティオ」に高さ4.5mのクリスマスツリーを設置いたします。

写真はイメージです

期間 2025年11月22日(土)～2026年2月14日(土)



2025年11月22日(土)は、「クリスマスマーケット」と「点灯式」を開催いたします。

会場 中庭「パティオ」

午後3時～「クリスマスマーケット」



オーナメント作りや温かいホットチョコなどを楽しみながら、笑顔の花を咲かせませんか。

午後5時～「点灯式」

カウントダウンやミニコンサートを行います。

※混雑状況により、入場整理券を配布いたします。

※駐車台数に限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



上記期間中、組合員様とご家族様などがレストラン「セブンスーズ」とバー「カピタン」のディナータイム利用で10%割引とさせていただきます。One Harmony会員割引と併用いただけますので、最大で20%の割引となります。光輝く華やかな時間とともに、オークラの美食をご堪能ください。

※詳しくは、38ページをご覧ください。

オークラ千葉ホテル

お問い合わせ・ご予約

TEL 043(248)1111

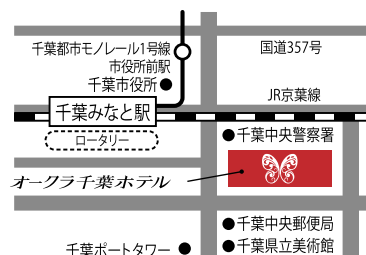
〒260-0024 千葉市中央区中央港1-13-3
千葉みなと駅より徒歩5分

<https://okura-chiba.com/h/unionist/>



お得な情報満載の組合員様専用ページへの
ログインIDとパスワードはコチラ

ID **okura** パスワード **chiba**



共済だより No.585 発行：千葉縣市町村職員共済組合

〒260-8502 千葉市中央区中央港1-13-3 TEL 043 (248) 1110 URL <https://www.c-scskyousai.or.jp>